

消費者裁判手続特例法等に関する検討会  
第6回 議事録

消費者庁消費者制度課

## 第6回 消費者裁判手続特例法等に関する検討会

1. 日 時：令和3年6月17日（木）9：00～12：03

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ 個別論点

4. 出席者

（委員）

山本委員（座長）、沖野委員、飯田委員、大高委員、大屋委員、垣内委員、木村委員、河野委員

（事務局）

坂田審議官、黒木消費者制度課長、伊吹専門官、西川課長補佐、守屋専門官、落合課長補佐

（オブザーバー）

最高裁判所、法務省、独立行政法人国民生活センター、特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

※本議事録中においては、特に断りのない限り、「特例法」とは、消費者裁判手続特例法を指している。

## 【1. 開会】

○山本座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第6回「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を開催いたします。

本日も委員の皆様には御多忙のところを御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず事務局から接続と資料の確認についてお願いいたします。

○伊吹専門官 本日も前回と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座長を含め、委員、オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしております。

まず、皆様の接続状況を確認いたします。委員の皆様におかれましては、順番にお名前をお呼びしますので、画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにしてお返事いただき、その後、再度マイクをオフにしてくださいでしょうか。

※全ての出席委員について接続状況を確認。

○伊吹専門官 皆様、ありがとうございました。

なお、本日は後藤委員が所用により御欠席されるということで御連絡をいただいております。

また、河野委員が10時25分頃に御退室されるということでお聞きしております。

次に、ウェブ会議の操作説明をいたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言される際は「挙手」をクリックしてお知らせください。また、御発言が終わられましたら「手を下げる」をクリックください。

また、オブザーバー及び傍聴の皆様は、マイクだけではなくカメラについても常時オフに設定をお願いいたします。

続きまして、本日の資料ですが、議事次第に記載のとおり、資料1は「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」、資料2は「対象消費者への情報提供の在り方」、資料3は「実効性、効率性及び利便性を高める方策」です。

また、参考資料として今般成立しました消費者被害の防止及びその回復を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律による消費者裁判手

続特例法の改正について、その概要をお配りしております。  
確認事項は以上でございます。

## 【2. 個別論点】

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に運営上の若干の御提案を申し上げたいと思います。

先ほど、事務局からはハウリング防止のために発言時以外はマイクオフにという御案内がございました。カメラのほうなのですけれども、できれば委員の皆様におかれては、カメラについては支障がなければ常時オンの形にしていただけないかということでもあります。これはお互い顔を見ながら議論をしたほうがよいのではないかということ、とりわけ私の議事運営について、皆さんの顔が見えないと、私が申し上げたときにも皆さんがうなずいておられるのか、不満げな顔をされているのか、その辺りがはっきりしないと運営がやややりにくい部分もございます。もちろん接続環境等の関係でカメラをオンにしていると不安定になるという方は適宜切っていただいて結構ですけれども、恐縮ですが、そのような形で御協力を賜れば私としては大変ありがたいと考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

ありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思います。今回も引き続き個別論点ということで、第2回検討会で検討事項として確認をいただいた事項のうち、その一部につきましては、前回第5回検討会において二巡目の御議論、二読をいただいたわけではありますが、今回は前回取り上げていない各論点につきまして二巡目、二読の議論を深めていきたいと考えております。

具体的には「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」、資料1です。それから「対象消費者への情報提供の在り方」、資料2です。それから「実効性、効率性及び利便性を高める方策」、資料3です。これらについて取り上げたいと思います。

論点がかなり多岐にわたりますけれども、いずれも事務局から御説明をいただいた後、それぞれについて質疑応答、意見交換を論点ごとに行うという流れで進めたいと考えております。

それでは、まず「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」、この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○伊吹専門官 それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。これまでの御議論を踏まえまして基本的な方向性・

検討事項の整理でございます。基本的な方向性といたしましては、消費者団体訴訟制度の実効性を向上させる上で、担い手である団体の活動を支える情報面、体制面・財政面、事務負担等についての環境整備を検討するという事で、それをさらに具体化する形で検討事項を整理させていただいております。

3 ページは再掲の参考資料でございます。

4 ページ以下で検討事項ごとにさらに具体的な内容を整理させていただいております。

4 ページが検討事項①ということで、情報面の環境整備の在り方について、団体の認知度の現状等を踏まえて、具体的にどのように考えるかという形で整理しております、その下に検討のポイントを記載させていただいております。

5 ページにまいりまして、検討事項②で、体制面・財政面の環境整備の在り方について、寄附集めや事業収益の課題等を踏まえて、具体的にどのように考えるかという形で同じく整理をさせていただいております。

6 ページは参考資料で、これまでにお示ししたものと同様の再掲の資料でございます。

7 ページからが検討事項③の事務負担等ということでございまして、事務負担等の在り方について、具体的な方策についてどのように考えるかということで、検討のポイントでは、第4回検討会で御議論いただいた内容を踏まえた具体的なポイントを記載させていただいております。

8 ページが検討事項④でございまして、直接的な担い手である特定適格消費者団体以外に、消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える主体の環境整備の在り方についてどのように考えるかという形で整理をさせていただいております。

最後の9 ページは参考資料ですが、これもこれまでお示ししたものと同様でございますが、団体の活動に対するこれまでの支援の整理でございます。

説明は以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答、意見交換を進めていきたいと思っております。

前回までと同様、各委員に一通り意見を述べていただくというだけではなくて、それぞれの御意見に対する御質問、御意見、委員間の討論を充実させるという形で議論を深めていきたいと考えております。したがって、恐縮ですが、御発言については1回当たり2分程度を目途としていただいて、他の委員の御意見を踏まえ、さらなる御意見も積極的にいただきますようお願いいたします。

本議題につきましては、検討事項ごとに適宜区切っていきたいと思っておりますけれども、検討事項①と②は関連するところがありますので併せて御議論いただ

いて、その後、③、④という順でそれぞれ御意見を頂戴したいと思います。

まず、検討事項①、②です。情報面、体制面・財政面、この辺りの点につきまして、御意見を頂戴したいと思います。どなたからでも結構ですので、「手を挙げる」の機能でお知らせをいただければと思います。

河野委員、お願いいたします。

○河野委員 河野でございます。

環境整備に関しまして、情報面について、先ほど参考資料でお示しいただきましたように、今回の法改正によって特商法、預託法関連の行政処分に関する情報を得られることになったのは、大きな前進だと受け止めております。消費者被害の実態からすると、例えば景表法違反についても行政からの情報提供をいただくと、迅速な訴訟提起、被害回復につながると考えております。

端緒情報の円滑な入手に関しましては、消費者裁判特例法と団体の認知を向上させる、この仕組みを知ってもらってどんどん団体に端緒情報が集まってくることを考えることも大事ですが、被害を自覚した消費者がまず頼りにする「188」ですとか、全国の消費生活センターの窓口や相談員の方が得た情報をなるべく早く共有する仕組みをつくるべきだと考えています。

消費生活センターに加えて、国民生活センターのADRで不調に終わった場合など、それぞれの機関が連携・協働して情報共有が可能になれば、現在は点でしかないものも面で消費者被害回復に対応できるようになるのではないかと思います。行政が業務で知り得た情報を他者に伝えることのリスクは理解しますが、この制度の円滑運用のためにも、ベネフィットに焦点を当てて情報の横展開の仕組みを考えていただきたいと思います。

一般消費者に関しては、毎年、開催される消費者月間において特定適格消費者団体の活動やその役割などを、地道に、丁寧に広報する機会を、全国で消費者月間が行われますから、確実に入れ込んでいくということを考えていただければと思います。

山本先生、体制面・財政面についても発言してもよろしいでしょうか。

○山本座長 よろしく申し上げます。

○河野委員 すみません。少し長くなります。

消費者団体訴訟制度というのは、知識や交渉力が劣るとされている消費者に対して、行政が用意してくださった公益性の高い制度だと思っております。差止請求訴訟関係業務においては、一連の活動から得られる直接の報酬はありません。ただし、その活動の結果として、公正なマーケットの構築に大きく寄与しているのですけれども、その活動はボランティアの域を出ることが難しく、申し訳ないのですけれども、団体関係者の精神的な満足感でよしとされているのではないかと考えております。

スマイル基金はそうした公益的な制度を担っている適格消費者団体の存在意義と活動実態に対して、わずかばかりですが、財政支援を行ってまいりました。環境整備において改善すべき最重要課題は、財政問題で、その理由として、1点目は、活動において報酬が必ずしも約束されたものではないこと、2点目は、報酬が得られるのは、第2段階終了見込み時点であって、長期にわたる活動期間を支えるのは、自前の資金のみであること、3点目は、簡易確定手続に至らずに返金の実現する事例や訴訟外で救済が実現した事例においては、制度上、団体に全く対価が支払われないこと、4点目として、個々の権利行使金額が少額な事例、例えば5万円未満の事例では、簡易確定手続に至ったとしても、団体にその損失が発生する可能性が高いこと。このような理由から、改めて特定適格消費者団体が関与する被害回復活動に連動する体制的な支援、財政的な支援を制度として組み入れる仕組みが必須であり、その仕組みがないままに今回のような様々な制度の改善等を行っても、効果は限定的に終わるのではないかと危惧しております。この制度がなければ、消費者は個別に消費生活センターに相談して個々に解決を図るしかなく、行政や社会が想定した効率的な少額多数の消費者被害回復は足踏み状態から脱することができないのではないかと考えておりますので、ぜひ団体が持続的にこの制度で活動できるような財政的な仕組みを構築していただきたいと思います。

長くなりました。以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

この問題の包括的な御意見をいただいたと思います。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員 ありがとうございます。

私も河野委員がおっしゃったことは基本的に賛同するものなのですが、それに付け加えて何点か申し上げたいと思います。

まず情報面でございますけれども、消費生活相談員や、地域の消費者センターとの連携、地方公共団体との連携、行政、国レベルからの情報をもらうというだけではなくて、地域の消費生活に携わるものをきちんと把握して、まずその実情を理解するという点で非常に重要だと思っております。そういう意味ではタイムリーな情報共有が非常に重要になってくると思うのですが、その一方で、現状、特定適格消費者団体は全国で3団体、しかも、地域的にもかなり偏りのある状況ですので、全国の多くの消費生活センターからすると、やや縁遠くなってしまう部分があると思っておりますので、その意味では例えば相談員に対する研修のカリキュラムなど、今はどういう状況にあるのか存じ上げないのですが、そういった不断の努力といたしますか、そういうものを法的にも連

携を強化していくというのは重要なのかと思っています。

その関係で問題意識を持っていますのは、地方公共団体との連携でありまして、今、法律のレベルでも地方公共団体が特定適格消費者団体に消費生活に関する相談情報を提供することができるようになっておりますけれども、それを具体的に規定する内閣府令のレベルでは、PIO-NET情報のみが現実的に提供可能と規定をされていて、それ以外の情報は提供するに妨げないというような、やってもいいよぐらいの規定しか書いていなくて、この中で問題意識としては、その地域の連携でできるのかどうか。資料の中には自治体との協定を結んでいる例があったとか、第2回のヒアリングでも若干地方公共団体から情報を得たというような記載もあるのですけれども、その辺り、何か妨げになっているところはないかとか、そこは後ほど団体の方から御意見をいただければいいかと思っています、何かそこに不都合があるのであれば見直しも含めて検討したいと。

一般消費者の方に向けては、これは私も何回か申し上げたように、団体自身の努力ではなかなか限界があると思っています、一つのアイデアとしては、例えば消費者庁若しくは国民生活センターが消費者被害救済のためのポータルサイトみたいなものを立ち上げて、もちろんこの特定適格消費者団体の活動だけではなくて消費者被害に遭ったときの対処方法とか、一般の国民がトラブルにあったときにここに行けばいろいろ情報をもらえるねという認知度が高まれば、そこに情報を載せることによってそういったものの認知度というか、情報提供に役立つという仕組みはあり得るのではないかと思っています。その点を御検討いただきたいと思います。

財政面・体制面というのは、河野委員からかなり詳細に御指摘をいただいたところなので、付け加えることはあまりないのですけれども、私から申し上げたいのは、制度の持続可能性という面でもあるのですが、団体に対する直接的な財政支援というのはなかなかハードルがあることは理解しているのですが、そこはもう少し前向きに考えていただきたいと思います。この制度はもともとメインターゲットにすべきなのはいわゆる少額被害だろうと思うのですが、先ほど河野委員からもありましたように、むしろ今の制度の仕組みからすると、少額になればなるほど団体は手を出しづらくなるような制度設計になっているように思います。それはある程度やむを得ない部分もあるのですが、だとすれば、逆にこういう少額被害についてはむしろリーガルエイドといいますか、単に民民のトラブルの片方に肩入れするのではなくて、法律扶助的な要素もあるのだという視点で何か援助を組めないか、支援を組めないかという問題意識を持っております。この点を申し上げておきたいと思います。

それ以外については、基本的には河野委員がおっしゃったとおりだと思って

おりまして、それについては賛同するという意見を申し上げておきたいと思  
います。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 ありがとうございます。大屋でございます。

2つの段階を区別して考える必要があるだろうとは思っておりまして、一方  
でこの制度が十分に定着し機能するようになったところで、安定的なエコシ  
ステムがどのように成立するかということであると。この段階を想定した場  
合には、システム全体が自律的、自走的になっていることが基本的には求め  
られるのであって、本来は民民の契約上のトラブルの解決なのであるから、  
その当事者間でのやり取りを代行する存在が入ってきたけれども、そこで例  
えばコストの計算などは閉じていることが本来は望ましいということになら  
うと思うのです。ここは例えば行政事業レビューなどの観点からも結構厳  
しく問われるところでもありますので、そういう形での長期の持続可能性  
というものを想定する必要はあるだろうと。

河野委員がおっしゃったのは、現状では、しかし、その場合を考えても  
落ちていく場所がありますと。あるいは大高委員がおっしゃったように少  
額なほどそこから落ちていってしまうので、そういうものはどこかで拾  
わないといけないのではないかということだと思のですけれども、まず  
その段階を一つめどとして想定としては考えていく必要があるはず  
です。

それと別の話として、しかし、現状はどう見てもこのエコシステムが  
回っていない。起爆剤があればサイクルが回り始めることは期待できる  
けれども、起爆剤がないというところも指摘されていると思います。し  
たがって、このエコシステムを成立させるために、集中的にある時期  
において公的な資金援助も含めて投入を行うべきではないか。こうい  
うことはそれと別に提言をすべきではないかとは考えております。

もう一つ、情報面について言いますと、これも一番うまくいったときには、  
適格消費者団体に直接情報が入ることも望ましいと思うのですけれど  
も、それだけではなくて、現代においては情報のやり取りにおける媒  
介者の存在は極めて大きな意義を持っておりますので、消費者庁も  
含めた国の機関だけでなく自治体が設置している機関もそうだと思  
いますし、加えてプラットフォームの意義、機能があり得ないかとい  
うことも検討する価値はあろうかと思います。この点は特に検索エ  
ンジンが単に機械的に情報提供するのではなくて、情報の価値に  
応じて操作を加える方向に近時努力を進めております。例えば典型的には

「自殺」という言葉で検索をしたときに、具体的な方法論などを書いてあるページを、それはどんなに人気があっても上に表示するのではなくて、相談ダイヤルであるとか、そういったむしろ救済を求める先の情報を横に出します、上に出しますという形で、注目を集めるように情報提供しているわけです。

今、試みに検索したところ、「ATM」と「還付金」で検索をすると「国民生活センター」がトップに出てくるようになっている。これはもうやっておられるのだと思いますけれども、こういう形で消費者被害に結びつきそうな検索ワードから、先ほど申し上げた国なり、自治体なり、あるいは適格消費者団体さんなりに誘導できるような情報提供をやってほしいということをプラットフォームに働きかけていくことも手段としては考え得るだろうと思います。

私からは以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 どうもありがとうございます。垣内です。

既に指摘のあるところにそれほど付け加えることはないのですが、情報面という点に関して申しますと、一旦、何らかアクションを起こした消費者というところで考えれば、消費者がアクセスしてきた消費生活センターあるいは国民生活センターといったところから、きちんと必要な情報と申しますか、こういう事案があるといったことが共有されていく、そこが非常に重要だろうというのは既に御指摘のとおりかと思えます。

アクションを起こしていない消費者ということで考えますと、これは一般的な周知方法というお話になってくるということですが、そこが非常に難しいと申しますか、もともと何かトラブルだとは感じてでもそれをどこかで解決できるものだという認識自体がないと、ポータルサイト等があってもそもそもそこにアクセスしないとか、調べてみようということにならないということがありますので、そこをどういった形で認知度を上げていくか。詳しい制度のことは全く知らなくて構わないわけですが、こういった場合には何らか解決と申しますか、救済の可能性があるのだということを認識してもらう必要があるのかと思っております。

そうした観点から見たときに、非常に中長期的に考えますと法教育ですとか、そういった話にもつながってくるのかとも思いますけれども、より直接的な手だてとしましては、一つには直接取引をしてトラブルの原因となっている事業者の役割というものがどこかで考えられないだろうかという感じもいたします。ですから、契約の際にトラブルになった場合にはこういうことがありますというような情報提供を期待することがもしできるのであれば、それは個々の消費

者という観点からすると非常に強力な機能を果たすのではないかという感じもしておりまして、なかなか難しいところもあるかと思えますけれども、一つの観点としてはそういうところも検討には値するのかと感じているところです。

財政面に関しまして、大屋委員が言われておりますように、スタートアップでエコシステムが確立するまでの段階とその後を分けて考えるということは、非常に有益な視点かと思えます。特に当初の段階で公的支援の必要性等も高いのではないかということは、全くそのとおりのように思います。

エコシステムが確立した段階についてということで申しますと、なかなかエコシステムが確立する内容がどういう形なのかということも簡単ではない問題かと感じられまして、別の論点として和解等の話も出ておりますけれども、和解の中でその団体、あるいはその団体を支援する主体に対して一定のお金が流れていくことは考えられるのだろうと思えますが、その場合には直接的にはそれは当該ターゲットとなった事業者が財源となるという形になるわけですが、一定の範囲ではそういうこともあり得るかと思えますが、全てそれに頼るということで制度全体の在り方として、こういう制度のコストを誰が負担するのが適切なのかという一般的な観点からしてどうなのかということも少し考える必要がある。そうした点から申しますと、先ほど法律扶助的な観点という御指摘がありましたけれども、何らか公的あるいは半公的な形での支援というものが、その段階でも必要になることはあり得るのかとも考えております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理 ありがとうございます。

これまで御指摘があった点について、1点だけ申し上げたいと思います。大屋委員がおっしゃいました2段階で考えるというのは非常に説得的だと思いましたが、ただ、確立して自動的に回るようにという位置付けなのですが、基本的には民間と民間の争いの中での紛争解決だというのは確かにそうなのですが、しかし、消費者の問題というのは全ての個人が消費者だということがありますし、その能力の限界ということを考えますと、安心して消費生活を送れることは非常に重要で、社会的なインフラという点からも位置付けられるということがありますので、基本的には最終的には民事の話だというだけではなく、そのような面も入れた上でどのように回るシステムをつくるかが大事なのだろうと思いました。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

先ほど、大高委員から地方公共団体との連携について団体からもし御報告い

ただければということがございましたが、COJから御発言をいただけますでしょうか。

○消費者機構日本（磯辺） ありがとうございます。

今回御検討いただいているのは、検討の端緒となる情報の取得について、地方公共団体との連携といった点かと理解しました。検討の端緒となる情報について、現状は消費生活センターの御判断で情報提供があることが本当にまれに、この数年の間で1件ぐらいございます。ただ、先ほど大高委員がおっしゃったように、法令上の定めが地方公共団体、国民生活センターからの情報提供についてはPIO-NET情報を主眼として定めがされていまして、それ以外のものについては情報提供することを妨げないというだけの規定に内閣府令でなっております。その影響もあり、各センターが問題が多発している事案について、消費者団体訴訟制度に合致するかどうか、合致すると考えた場合に団体に情報提供するかどうかについて、意識的に検討されている状況ではないと思います。この点については、内閣府令等を改正することによって、促進するというアプローチが一つあるかと思えます。ここは各センターが主体的に判断をするという問題ではありますけれども、その環境整備という点です。

もう一つ、より実効性が日常的にありますのは、消費生活センターの判断で提供するのではなくて、消費生活センターの相談員の方々が相談に来られた方々との関係で、その個別の事案についてはセンターであっせん等をして解決するけれども、さらに周辺に広がっている被害の救済のために、特定適格消費者団体にも情報提供してはどうかということでお勧めをしていただくという方法はあろうかと思えます。

これについては、被害回復裁判手続についてはまだ定着している動きがあるわけではないのですけれども、実は差止めに関しては、これは消費者庁も入っていただいて、東京都と全相協さんと私どもで何回か打合せを持ちまして、差止制度の趣旨を御理解いただいて、消費生活センターの方々に差止めの対象になる行為はどのような行為なのかということ、過去の実例も踏まえて私どもから具体的に御説明する機会を設けさせていただきました。そして、センターの相談員さんの手持ち用の資料として、差止めの事案ではこういうものがあり、被害の拡大防止に資する制度であることを記載したものを配付をさせていただきました。

あわせて、消費者の方にこういう制度なので情報提供してはどうかというチラシをつくりました。センターの相談員さんからこれは差止めになりそうだという場合には、そのチラシを相談者に渡していただく、情報提供を促していくということ、4年ぐらい前に一度やったことがあります。そのときには、東京都の区市町村の消費者行政の方の会議に呼んでいただいて、私どものほう

でその趣旨について御説明した経緯がございます。

残念ながら、なかなかその後繰り返し定着しているというところまで行かないのですが、この被害回復の件についても訴訟の要件など、対象となりうる事案かどうかについては、いろいろな判断要素がありますので、きちんと制度の内容を御説明させていただいて、より正確に現場のセンターの相談員さんに御理解いただいた上で、相談者の方々にその趣旨を伝えていただいて、情報提供を促していくといったことは効果的なのではないかと感じている次第です。

長くなってすみません。以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。貴重な情報をいただいたと思います。いかがでしょうか。

よろしければ、全体が関連していますので、また戻っていただいても結構ですけれども、引き続きまして、この資料1の検討事項③の事務負担等の問題に移ればと思います。この事務負担の問題につきまして、御意見のある委員の方、御発言をいただければと思います。

河野委員、お願いいたします。

○河野委員 続けて発言させていただきます。

事務負担に関しまして、この事務負担のところで検討のポイントに挙げてくださっています2番目のところ、対象消費者との間の手続のIT化の在り方についてどのように考えるかというところについて、意見を申し上げたいと思います。

二段階目の手続のIT化について、現状からは大規模プラットフォームの構築などの投資というのは、全く時期尚早だとは思っております。ただ、現在国を挙げてデジタル化を推進しているわけですから、国民利便の向上のためのアプリやQRコードなど簡易な仕組みを導入した事務の軽減化というのは積極的に進めるべきだと考えていまして、その開発費用はぜひ国や行政側が負担していただきたいと思っております。

検討事項④の訴訟制度の運用を支える主体に関しましては、私が所属しておりますスマイル基金も今は公的存在ではございませんので、運用を支える主体の中の一つでありたいと思っております。この資料の中に検討のポイントの事例として、効率的な寄附集めということが書いてありまして、先ほど財政のところでも申し上げましたけれども、寄附も必要なのですが、寄附に頼ることが制度の運用を支える主体に期待される大きな役割かと思うと、もしかしたら違うかもしれないというイメージは持っております。

寄附に関しましては、例えば個別事件の解決に関してはクラウドファンディング等で資金集めができるのではないかと考えておりますので、制度全体への支援ではなく、個別の案件に対して共感を得た方が、当然説明責任は伴い、結果

報告も伴うことは理解した上で資金集めに着手できるのではないかと考えました。

もう一点は、財政的支援に加えて、機能面での支援が今後何らかの形で考えられないかと思いました。例えば簡易確定手続の事務作業と法律的な専門知識があまりなくてもできる作業の外部委託などを今後考えていってもいいのではないかと。そうすると、各団体が担わなければいけない事務負担の軽減化にも役割を果たせるのではないかと考えました。財政的、機能的、両面から支える主体の実態といましようか、補強を考えていくのも大事かと思いました。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

既に④の支援団体のお話も含めてお話をいただきました。

○河野委員 申し訳ありませんでした。

○山本座長 もちろんその点でも結構です。③、④いずれでも結構ですので、御発言のある委員の方、御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員 ありがとうございます。

まず、事務負担等ですけれども、二段階目の手続の事務負担の軽減の在り方について例として挙げていただいているのは、基本的に私が前回申し上げたところに沿っているかと思しますので、いずれも賛成でございます。いろいろとハードルはあるかもしれませんが、前向きに検討されることを期待したいと思います。

2点目の対象消費者との間のIT化については、河野委員がおっしゃったとおりのところはあるので、そこはそのとおりかと思っているのですが、それとの関係で少し申し上げたいのは、簡易確定手続そのもののIT化の問題であります。この資料では直接触れておられませんが、河野委員もおっしゃっていたように、今、法制審議会のほうで民事訴訟手続そのもののIT化の議論が進んでおりまして、簡易確定手続がどうなるかというのは正直分からなくて、同時になるのか、後になるのかは分からないのですけれども、遅かれ早かれ簡易確定手続についてもIT化をするのだという議論になるのだと思っているのですが、そのときにこの資料にある対象消費者との間のIT化というのは非常に関連をしてくると思っております。といいますのは、簡易確定手続だけ先行してIT化されてしまった場合、対象消費者とのやり取りを紙ベースなどでやっている場合は、電子化の負担を団体が負わなければいけないということにもなりかねないと思います。こういう対象消費者との間のIT化の問題というのは、簡易確定手続のIT化とも関連する重要な問題だということを指摘しておきたいと思います。

あとは細かなところになるのでしょうけれども、特定認定の有効期間6年と

いうのはもちろん異存はありませんし、特定認定の更新基準について被害回復関係業務を加えるというのは基本的には妥当かとは思いますが、これについては更新に係る事務負担が、その報告対象が増えるということで増大することにならないように配慮は必要かと思えます。

あわせて、検討事項④についても申し上げたほうがよろしいですね。

○山本座長 お願いします。

○大高委員 こちらについては河野委員がおっしゃったとおりなのですが、賛同するところなのですが、現状、スマイル基金のような団体が何とかこの制度を支えようと自主的に活動していただいているわけですが、なかなか自主的な存在のものだと寄附を集めるといっても難しいと思えますし、何らかの形でこういった自主的な動きを法的にバックアップしていく、積極的に位置付けていくことが重要ではないかと思っております。資料の検討のポイントの2つ目でも、例のところでは主体を法的に位置付けることで役割を明確化するとありますが、そういった意味ではこの方向性についてはあり得るのかと思っております。河野委員がおっしゃったように、スマイル基金がやっているような活動の単にお金だけの問題ではなくて機能強化した上でこの制度を背面から支える存在として積極的に支援をしていく。場合によってはそこに公的な支援を入れていくこともあり得るのではないかと思っておりますので、この方向性についてはあり得ると思えます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

飯田委員、お願いいたします。

○飯田委員 どうもありがとうございます。

先ほどの①、②と関係する点だと思うのですが、委員の先生方がおっしゃった点に加えて、事業者に対しても業界や市場の健全性を保つというこの制度の趣旨を十分に理解していただく、何らかの形で協力していただくというのは、情報の面、財政の面でも重要かと思っております。

以前、3月の検討会だったと思うのですが、河野委員に企業アプローチを紹介していただいたのですが、これに関して、行政か何かに関与したり支援したりすることはできないかと思っております。一般消費者に対してその団体の活動について知ってもらう、もちろんそれも重要なのですが、それに加えてということでしょうか、事業者、事業者団体をターゲットにした周知活動が必要なのかと思いました。消費者からの訴えをリスクとして捉えるのではなくて、この制度を業界や市場を改善するためのきっかけとして捉えるようにしてもらうこと、これはいろいろな論点に関わってくるのかと思うのですが、そ

の点が大事かと思っています。

差し当たり、現時点では私からはこれぐらいで大丈夫です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 若干細かいところが多くなって恐縮なのですが、事務負担の関係につきましては、おおむねこの検討のポイントに書かれている方向性についてはいずれも賛同できるところがあると思っております。ただ、例えば最初の部分ですね。二段階目の手続における説明方法等の合理化は十分あり得るのかという感じがしますけれども、意思確認の方法に関しましては少し慎重に考えるべきところもあるかと思っております、実際に二段階目の手続に加入してきている消費者ということで、その権利の帰趨に直接的に関わってくる話にもなってしまうので、消費者が不利益を被ることがないように仕組みを考える必要があるということで、それがクリアできるのであれば一定の範囲の簡素化はあり得るのかと思っております。

それから、特定認定の有効期間について、3年か6年かということですがけれども、現行法の仕組みで一般的な適格消費者団体と特定適格消費者団体というものを区別していて、特定のほうをより慎重にしているというのは、それ自体としては理解できる部分もあるようにも思われますので、一律直ちに同じにすることがいいかどうかというのは、ここも両論あり得るところかという感じもいたします。ただ、当初は3年だけれども、その後問題がなければ6年になるとか、中間的な仕組みもあるいは考えられるのかという気もしているところです。

運用を支える主体に関しまして、これは非常に重要な役割を担うということですので、様々な支援が必要ということだろうと思っております。他面、例えば和解金であるとか、あるいは何らかの形で個別案件で事業者から得られた金銭が特定適格消費者団体であるとか、あるいはそれを支える主体に回ってくる場合があり得るときに、恐らく特定適格消費者団体自身が残ったお金を全て自分のものにするであるとか、寄附金を受けるであるとかということよりは、第3のそれをさらに外側で支えている主体にまずは行って、そちらで適切な活動について資金配分をしていくというほうが、より透明性が高い仕組みという評価もできるかという感じもします。そういう意味でも、この主体というのは非常に重要な役割を期待されるかと思えます。

そうなりますと、現在そういう心配があることは全く考えておりませんが、そこからさらに団体を支援するときのプロセスの透明性であるとか、その辺りにつきまして、特に公的資金がもし入るとすればそういう要請も高まると思いますがけれども、どういう形で公正性を確保していくのかも併せて考え

ていく必要があるのかと。これは付け足しですけれども、感じたところです。  
以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員 ありがとうございます。

まず、事務負担の在り方については、基本的にこういった形で垣内先生のおっしゃったような論点はあるかと思えますけれども、この方向にできるだけ進めていくということで基本的にはよろしいのではないかと思っております。それは基本的に安定段階を考えた場合でも、このような事務の負担は軽減すべきであろうと言えるからだと思います。

一方、主体のほうについてになるわけですが、ここについては安定した段階と促進しなければいけない段階で、やや考えを変えたほうがいいのかと思えます。多少補足いたしますと、エコシステムができた段階では自律化、自走化を考えるべきだと私は申し上げたのですが、完全に自律性かともまで言うかという、それは別の問題であると。沖野先生がおっしゃったように、事柄の性質上、完全に当事者の自律に委ね難い側面はあるでしょうと。それができたらそもそも消費者法は要らないはずであるというのはそのとおりであって、それは長期に国が下支えをすとか、行政が一定の負担を引き受けなければいけないということはあろうかと思うのです。

申し上げたいのは、ただ、事業をモデリングするときに、そういう形で長期に継続的に行政がやらなければいけない仕事があるということと、短期的に集中してブーストしなければいけない事業、段階があることは別であって、事業の位置付け、性格づけとしてどちらかということを確認しておかないと、短期的なブーストだと言ったはずのものが延々と続いて行政事業レビューで指導を受けるといった事案がしばしば発生するわけです。ですから、それはロジックとしてはきちんと分けましょうと。その上で、当然ながら安定した段階でもやらなければいけないことというのは、そういう位置付けを明示して説明をすべきであると。この話で言うならば、適格消費者団体さんがそれぞれ頑張るのだけれども、この適格消費者団体は間違いなく実在していますとか、この資金団体は大丈夫ですということを証明する、認証する仕事は国が引き受けてあげないといけない。なぜかという、それは消費者にそういう点を判断する能力が十分ではないからこういう制度が必要になっているのだという建付けなのだと思うのです。

その点で言いますと、法的な位置付け、これはもちろん重要なわけですが、法的に位置付けたらみんなが判断できるかという、なかなかそういうものでもないということで、大高委員がおっしゃったポータルサイトのような形で、情

報の流れのルートをきちんと証明してあげる。このサイトからリンクされているということは間違いなく認定を受けた適格消費者団体であるとか、このポータルサイトに出ているということはこの事案は実在するのだということが確認できるような方法を整備してあげる。こういうことが国の役割としては非常に重要なところだと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員 細かい点で大変恐縮でございますが、事務負担等、資料1の7ページの検討のポイントの1つ目の●の例の中に、二段階目の手続で集合的な和解をし得ることを明確化するという御提案がございます。私は現行法でも不可能ではないという理解なのですが、これは現行法でも可能であることを何らかの方法で明確化する。それは法文に明確に書くということなのか、解釈をどこかで明らかにするというところなのか分かりませんが、そういう趣旨で書かれているのかは消費者庁に確認したいところでございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、消費者庁からお答えをいただけますでしょうか。

○伊吹専門官 消費者庁でございます。

御質問ありがとうございます。ただいま木村委員に御指摘いただいた点につきましては御指摘のとおりでございます。現段階の現行法でこの集合的な和解、具体的に考えるとどういった和解が考えられるかということですか、それが現行法上可能な範囲であればどういった形で明確化していくかということをご議論いただくための例として挙げておりました。

以上でございます。

○山本座長 木村委員、いかがでしょうか。

○木村委員 ありがとうございます。

そうすると、もし法律に書き込むとするとどのような内容になるのかは別途議論がされると理解いたしました。ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 恐れ入ります。先ほどの飯田委員の御発言に関連して、希望というか、期待を述べさせていただきたいと思います。

この制度によって公正なマーケットを維持するという点について、真っ当に商売をされている方にとってみると、そこから得られる利益が悪質事業者に戻

っていない、自分たちのところでちゃんと循環するという広い意味での事業者だから消費者だからという二項対立の関係ではなく、共にこういった状況をつくり上げていくという、その考え方がぜひこの制度の維持にはあってほしいと思っていました。

私たちも特に経団連さんに所属していらっしゃる大手企業さんの中に消費者志向自主宣言をされている企業さんはたくさんありますけれども、そういった企業さんのところに今のようなコンセプトでお互いに同じベクトルで活動を進めていくために支援をお願いしますという御協力の依頼をこれまでしてまいりました。ですから、考え方は皆さん賛同してくださいますけれども、いざ具体的な行動となったときに、つまり個別の訴訟となったときに、多くの企業さんはそこに行くのだったら考えてしまうなということになって、ある意味、企業内での組織内倫理が通らないということになってしまう。そこが一種のジレンマでございました。

先ほどの検討事項④、消費者団体訴訟制度の運用を支える主体として、企業の規模やガバナンスの考え方はいろいろあると思いますけれども、ぜひ大手の企業さんは社会の基礎インフラとしてこういった制度を認めていただいて、それに対する財政的支援等を積極的に考えていただけると、とてもありがたいと思いました。つい先般、経団連さんはSDGsのこの間の取組を報告書にまとめていらっしゃいます。その中でもしっかりと社会の課題に向き合って、社会全体の底上げに対して経済界は頑張るのだという表明を明確に書いていらっしゃいますので、ぜひその辺りでのお力添えをこの④のところでは期待したいと思っております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 今、河野委員から御指摘のあった点で、経団連ないし経団連会員企業でそういった活動をしていることは御認識のとおりかと思えます。河野委員は、資料の5ページに書かれているように団体への寄附を企業のSDGs活動と関連づけて考えてはどうかという御意見かと思いました。広い意味でSDGsの中に消費者をエンカレッジするようなものが入ってくることは理解しますけれども、訴訟の提起につながるということが難しいところなのかと考えます。というのは、場合によっては訴訟を提起することになる特定適格消費者団体が、被告となるであろう企業からの寄附にある程度依存して運用されていくことについて、どうしてもそれが健全なのかどうかというか、若干の違和感を覚える企業が多いのだろうと考えるところです。個々の企業の判断については、私が

どうこう言うところではないのですけれども、もしそういうことを志向されるということであれば、例えば海外ではどうなっているのだというようなところを教えていただけると、取組に少し変化があるかもしれないと、説得材料があったほうがいいかと思いました。よろしくお願いします。

○山本座長 ありがとうございます。

大高委員。

○大高委員 ありがとうございます。

今の木村委員の御発言を伺っていて、事業者の寄附に頼るというのは、木村委員のおっしゃったような危険性があるのはおっしゃるとおりだと、その点はそのとおりだと思います。その意味でも、スマイル基金のような団体において寄附を集めていく、一旦そこでその関係性を間接的なものにしていく、そういう形で事業者からの支援をいただくというのは、いろいろな意味で健全性を保つという意味でもいい方向性ではないかというのは、今の木村委員の発言を聞いて思いました。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、本日も様々有益な御意見をいただき、また、いろいろなアイデアも出していただいたと思います。時間の関係でここで引用することは避けたいと思いますけれども、特に最後の点で、事業者あるいは経済界、経済団体との関係という点については、木村委員から海外の状況という御示唆もありましたので、引き続き、これは消費者庁でも調査等を進めていただいて、大枠については、本日の消費者庁の資料の御提案については細かな点はいろいろございましたけれども、それほど大きな御異論はなかったように思いますので、この線に沿ってより具体的な形につくっていただければと思います。

それでは、恐縮ですけれども、時間の関係もございますので、先に進ませていただければと思います。

引き続きまして、今度は資料2になりますが、「対象消費者への情報提供の在り方」、こちらに入りたいと思います。

まず、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○伊吹専門官 事務局から説明いたします。

資料2の2ページを御覧いただけますでしょうか。基本的な方向性、これまでの議論を踏まえまして整理させていただいております。1つ目の○で実効性のために情報提供の趣旨・目的に応じた効果的な方法で情報提供する必要があるというところ、2つ目で各主体の役割分担、これを合理性、実効性の程度から検討すること、3つ目で情報開示の実効性確保を図る方策の検討という形で整

理をしております。

以下、検討事項ごとに具体的内容を記載しておりまして、3ページが検討事項①でございまして、その趣旨・目的や対象に照らした情報提供の在り方の整理ということでございます。

4ページに検討のポイントを挙げさせていただいております。

5ページが検討事項②で、各主体の役割ということでございます。

6ページ、7ページと前回までの御議論を整理させていただきまして、8ページに検討のポイントを挙げさせていただいております。

9ページで検討事項③といたしまして、通知・公告費用の負担の在り方についてということで、こちらも青いところで検討のポイントを挙げさせていただいております。

最後、10ページですけれども、検討事項④ということで情報開示の実効性確保を図る方策についてということで、同様に整理をさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答、意見交換に入りたいと思います。

本議題については、御説明がありましたように検討事項①から⑤までありますが、検討事項⑤については①から④に関連する問題としてその御議論の中で併せて御意見をいただくことになろうかと思っております。また、検討事項②と③は関連する部分があると思っておりますので、まずは検討事項①について御議論いただき、その後に②、③について併せて御議論いただき、最後に④についてという形で適宜区切って進めたいと思っております。

まず、資料2の3ページになりますが、この検討事項①情報提供の在り方、ここでは2つに分けて、これは前回の御議論を受けたものと思っておりますけれども、検討いただいておりますが、この点につきまして御質問、御意見をいただければと思っております。

大高委員、お願いします。

○大高委員 ありがとうございます。

情報提供の在り方について簡単に意見を申し上げたいと思います。まず資料の3ページです。第4回の議論に基づく整理ということ、情報提供の在り方といいますか、場面というものを大きく2つに分けていってはどうかということ整理していただいておりますけれども、この考え方は、私は基本的には妥当かと思っております。また、下の具体的に整理していただいた内容も違和感はないところです。むしろそういったことを踏まえて4ページの検討のポイントの例に挙がっているような方向性、具体的な対象消費者に対する個別通知は記載内容を最小限にした上で、詳細は公告若しくは先ほど出たポータルサイ

トなどに情報を載せて関心のある人に引っ張ってもらうという方向性は、基本的に妥当ではないかと思っております。

参考の制度になるということで、御承知かとは思いますが、会社法の直近の改正で、株主総会の通知、資料の提供に関して、電子提供が可能になったという改正もありまして、こういう役割分担的な流れは大きな骨組みではないかということで賛成をしたいと思います。

ただ、留意点として申し上げておきたいのは、3ページの資料の留意点にも書いてありますけれども、消費者が情報を受け取ったとしても、その情報が信用に値するものと思ってもらわないと結局無駄になってしまうねということは、注意しておかなければいけないかと思っております。

では、どうしたらいいのか。これはいろいろなやり方があると思うのですが、私が一つ考えておりますのは、誰から情報が出たのか、どこにあったのかということが消費者にとっては非常に重要ではないかと思っております。つまり、消費者がよく知らない団体や個人からいきなり情報が届いたとしても、まずは警戒をするというのがごく自然な対応、反応ではないかと思っております。そういう意味ではこの各論のところにも重なってきますけれども、誰が情報を提供するのかが非常に重要になってくるかと思っております。

これぐらいにしておきたいと思っております。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

河野委員、お願いいたします。

○河野委員 ありがとうございます。

私も基本的な方向性に関しましては、3ページに整理してくださっているような形で進めていただければと思います。こうした制度があることを知っているかいないか、また、対象事案が世間の注目を浴びるものか否かによって情報提供をした効果も違ってくるといことは大前提に置いておいて、現状の団体と事業者の両当事者だけではなく、信頼できる行政機関、当然消費者庁のホームページですとか、国民生活センター、全国の消費生活センターホームページへの掲載による広報をお願いできればと思っております。

加えて、事案の性質に応じて、以前から考えていましたようにネットワークの活用が必要で、民生児童委員や地域包括支援センター、大学など、様々な事案に応じた協力体制を組むべきだと思いますし、報道機関への情報提供なども随時行って、様々な方策が取れるようにすべきだと思います。当然コストが発生しますが、そのコストに関しては簡単には難しいのですけれども、できれば事業者さん側に負担していただければありがたいと思っておりました。

それから、個別通知はなるべく簡素化して、詳細は団体と事業者双方のホームページ等で確認することは大前提でやっていただきたいのですけれども、先

ほど大高委員もおっしゃっていましたとおり、手続のサポートとして、通知が来ました、これは何ですかという問合せに、例えば全国の消費生活センターの窓口でそれについて説明してくださる。これはこういう制度があって、あなたはその対象者ですよ、ぜひ連絡を取ってくださいという、そのぐらいの簡単なことでも構いませんので、私のところではそれは扱っていませんみたいな紋切り型の対応をしないで、全体で消費者被害対策をしていくという形にしていただけだと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、沖野委員、お願いいたします。

○沖野座長代理 ありがとうございます。

繰り返しになって恐縮ですけれども、私も資料にまとめていただいた3ページのところについて、これで結構ではないかと思うのですが、とりわけ情報に対する消費者にとっての信頼性をどう確保するかがとても大事だろうと思います。その点で行政の役割はここで無視できないのではないかと思います。

段階としましては、この制度ですとか、あるいは特定適格消費者団体の存在や役割の認知が高まってみんな知っているという状態になる場合とそれ以前の段階とありますけれども、認知が高まると模倣が増えるというところもまたありまして、それも懸念されます。認知が高まらない段階では「何だこれ」ということになりますので、両面からアクセスして大丈夫ということを確認する必要がありますので、その点で例えば先ほど出された消費者庁等におけるポータルサイトですとか、そういったものが重要だと思います。

もう一つは、信頼してアクセスするのですけれども、アクセスして終わりではないので、周知することが目的ではなく、その上で具体的な行動が取れるようにすることが大事ですから、そういう点では身近な消費者相談へつなげられる、こちらにお聞きになれば大丈夫です、具体的な手順も分かりますとか、そういう形での補完も必要ではないかと考えているところです。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかに情報提供の方法についていかがでしょうか。よろしいですか。

関連している問題ですので、また戻っていただいても結構ですので、続きまして、先ほどお話ししました関連する問題として検討事項②各主体の役割と③その費用負担の在り方の問題ですね。資料では8ページ、9ページの辺りに検討のポイントが挙がっておりますが、この辺りにつきまして、御意見を頂戴できればと思います。

大高委員、お願いします。

○大高委員 ありがとうございます。

ある程度議論は先ほどの論点のところから出ているかと思うのですが、もちろん団体自身が努力するというのは当たり前ではあるのですが、それに限界がある、定着すればいろいろまた問題はあるといふ沖野委員の視点はなるほどとは思いましたが、その関連で、まず行政の役割というものは既に御指摘がありましたように補完するものとして、消費者庁の信頼という意味でも基本的に行政からの情報を疑ってかかるというのはそんなに多くないと思いますので、そういう意味でも情報提供の補完主体若しくは一つの主体として大きな役割を担っていただきたいというのは同じ意見でございます。

一方で、もう一つ申し上げたいのは事業者の役割であります。ここもいろいろ議論はあるところでありまして、情報を受け取った消費者が信頼するかという観点から見た場合、事案によってはトラブルになった時点で信頼性を失いかけているということもあるかもしれませんが、特に現行の対象事案の範囲を前提とすれば、対象事案は、一旦は消費者が事業者を信頼して取引関係に入っている事案が基本になっておりますので、一定の信頼はある関係だと理解していいと思っております。そうすると、その事業者から連絡をもらうことは、消費者がその情報を信頼するという観点、それに応じて何らかの対応をしなければいけないのだと注意喚起をする観点からも非常に効果的ではないかと思っております。事業者の役割もしっかり考える必要があるかと思っております。

第三者の役割というものが一つ検討として挙がっておりまして、これは資料の7ページの前回出た意見の補足的な第三者ですね。クレジット会社やデジタルプラットフォーム等に情報が残っている場合の、そういったところからの情報提供ということだと思いますけれども、これは事業者から協力を得られない、したくてもできない場合もあります。そういう場合に第三者の協力が得られたほうが情報提供としてスムーズに行く場合があることは確かだろうと思えます。ただ、やはり第三者ということをお考えすると、なかなか義務づけというところまでは難しいのかと思うところがあります。一方で、そうはいっても協力をしたいという第三者の事業者がいたときに、協力をしてもいいのだよと。それが例えば個人情報との関係や兼ね合いなどで、別に協力しても差し支えないということを法律上明らかにしてあげる、そういった意味の方向づけはあり得るのかと思っております。

以上が役割ですけれども、それを踏まえての費用負担の在り方というものの、これは山本先生、まとめてということでもよろしかったでしょうか。

○山本座長 お願いします。

○大高委員 費用負担の在り方については、前回議論させていただいたときに、私から第二段階から事業者が責任を認められた段階だから、基本的には事業者

に負担を求めるというのも不当ではないという御意見を申し上げました。基本的に考えは変わっていないのですけれども、もう一つ別の視点も申し上げたいと思います。具体的に申しますと、現状の特例法の仕組みを前提とした場合に、今は実質的に誰が通知・公告費用を負担しているかと理解されるのかということでございます。この点は今後の仕組みの在り方、考え方で重要になるかと思えますので、申し上げたいと思います。

全体の仕組みの基本的な考え方というのは、まず団体が自らの責任と費用において通知・公告を行うことになっているかと思うのですが、そのかかった費用については、授權をいただいた対象消費者から報酬の形で償還を受けることができるという建付けになっております。そうしますと、仮に団体が通知・公告にかかった費用の全額を報酬として償還を求めた場合、実質的な通知・公告の負担者は授權をした対象消費者ということになるわけですが、そうしますと、授權をした対象消費者の方は、結果的に授權をしなかった対象消費者の方の通知・公告費用も含めて負担をしなければいけないことになるわけでありまして、これはこれで何か据わりが悪い感じがいたします。これが現状でございます。

逆にそれはまずいということで、適格消費者団体がその人にかかった分だけ償還を求めましょうというようにすると、個々の消費者に対する負担の問題はなくなるのですけれども、授權をしとくれなかった対象消費者の通知・公告費用は団体が負担をすることになるわけですが、現行制度はそういう建付けになっている。特定適格消費者団体は自分の利益のために活動しているわけではないのに、結果的にそういう費用も負担をしてまでやらなければいけない。これはなかなか価値判断としてどうなのかというのは思うところであります。

この不都合というのは、先ほどの私の意見につながるのですけれども、請求金額が低くなればなるほど、より問題が鮮明化する関係にあります。というのは、通知・公告費用というのは請求金額が安くなったからといって通知・公告費用が安くなるわけではなく、むしろ金額に占める割合は高くなっていく問題があります。より鮮明化する。繰り返しになりますけれども、今の通知・公告費用の在り方というのは、本来、この制度がメインターゲットにすべき少額事案を救済しようとするほど扉が閉まっていく仕組みになっているわけでありまして、その観点で、現行の通知・公告費用負担の在り方は見直しが必要なのかと思っております。事業者側に全面的に負担を負わせることはなかなか妥当ではないにしても、こういった観点からも費用負担の在り方についても役割の見直しが必要ではないかと思うところであります。

長くなりましたので、一旦ここで切らせていただきます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 ありがとうございます。

まず、②の各主体の役割というところにつきまして、行政が果たすことのできる役割の重要性等については、先ほど沖野委員から御指摘のあったところはそのとおりではないかと感じております。

そのほか、第三者からの情報提供につきまして、確かに第三者は当事者ということではないこともありまして、相対的にはハードルが高いということはあるのかという感じもいたします。他方で、一定の種類の第三者が被害救済のために役に立つ情報を持っている蓋然性が十分に高い場合で、その情報の必要性が高い場合につきまして、当該第三者が情報提供に伴って被る可能性のある不利益や負担といったものを考えて、十分にこの程度であれば合理的でないかと切り出せる範囲があるのだとすれば、その範囲の第三者について特定の種類の情報の提供を特定適格消費者団体が求めることができるといった、これは当然共通義務確認訴訟の認容判決が確定した段階が前提になるのではないかと思いますけれども、そうした段階ではそのような仕組み、規律も考えられるものではあるのかという感じがいたします。

これは民事執行法で近年導入されました第三者からの情報取得制度と場面は異なりますけれども、共通する側面もあるのかという感じがいたします。ただ、民事執行法の際にも議論があったところですが、既存の制度として弁護士が関与するという場合であれば弁護士会照会という制度が存在はするところで、現状においてそうした照会がされたり、それに応じてもらえる例があるとか、あるいは根拠はないということで拒絶されているということなのか、そのような実情等がもし現在あるようであれば、それについて少し御教示いただくと、さらに検討ができるのではないかと感じました。

通知・公告費用の負担につきましては、先ほど、大高委員が指摘されたところに私もおおむね賛成でありまして、合理的な範囲で事業者の負担とすることについては引き続き考えてはどうかと考えております。9ページで御紹介いただいている関係する主な意見の上の3つ辺りのところについては、私が以前申し上げたこともまとめていただいているように思いますけれども、そのような考えを現時点でも持っているということです。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

河野委員、御退席の時間が迫っていると思いますけれども、この時点でこの後の資料についての御発言でも結構ですが、もしお時間があれば御発言をいただければと思います。

○河野委員 大変申し訳ございません。私個人の御都合を申し上げて審議を止

める意図はございません。私の意見はチャットに2点書かせていただきましたので、それを御参考にしていただければと思います。それを皆様に読んでいただけたらと思いますので、次の3点目の論議のときに、私はこういう意見を持っておりますということで参考までに書かせていただきました。審議全体を止めることはございませんので、この議論を進めてください。ありがとうございます。

#### ※チャットメモ

資料3 実効性効率性利便性を高める方策について2点意見をお伝えします。

##### ① p 7からの時効の完成猶予、更新に関する規律のあり方

前提として、少額被害回復事件において、消費者の大部分は泣き寝入りせざるを得ないという実態があり、個別に権利行使が担保されたとしても、実効性は乏しいのではないかと推察するものの、制度としての公平さ、公正さは整えておくべきだと考えますので、今回事務局からご提案いただいた15 p 16 pのイメージで進めていただければと思います。

② p 30その他の記録の閲覧謄写に関しては、これまでのご議論の経緯等から授權した消費者の不安の軽減等に資すると考えますので、閲覧制限が可能である旨の整理をお願いします。

○山本座長 ありがとうございます。御配慮いただきまして、恐縮です。

それでは、大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員 ありがとうございます。

まず、各主体の役割のところについてですが、先ほど、沖野先生からも御指摘があったとおり、プッシュ通知の模倣というのは明らかに発生するであろうと。これはもう日々我々がスパムに悩まされていることを考えると、制度の実効性が上がれば上がるほど似たようなものが出てくるであろうことは想定されます。その際に真正性の確認です。これは本物であるということを認証する、証明する仕事というのは、公的に供給される必要があるであろうと。これはどんなに取引が自律化したとしても、例えば不動産の登記は国がやっておるのだというのと同様かと思います。

したがって、ポータルサイトによって信頼できる情報、あるいはどういう案件が進行中であるかということを示す。そこから信頼できる相談窓口、例えばもちろん適格消費者団体さんに対するリンクも貼るわけですが、それだけではなくて、消費生活センターに聞いてもいいですよみたいなことを伝えていく。あるいは、これは考え方によりますけれども、通知・公告をする場合の公告側で相当な分量のある電子情報を掲示するための媒体、置場、

大体クラウドですね。それを例えば行政が提供することも考えてよいのではないかと思われます。

さらに、これをメディアに対する効果的、効率的な情報発信の在り方としても活用することが考えられるわけであって、要するに、新聞やテレビの方々が日々取材活動を行わなくても、ここの掲示板を見ていればどういう案件が多くてどういう状況で進行中か分かるようになっていると、多分報道が進むであろうということを期待することもできようかと考えております。

通知・公告費用の負担の在り方については、私は現行法制上の位置付けみたいなことは分からない大ざっぱな頭をしているから法哲学者などになってしまったので、そういうことを離れて申し上げますと、そもそも論として、これは一段階目の手続で不当ないし不適切な商取引があったのだと認識された段階である。そうすると、そのようなことがなければ通知・公告費用は本来的に発生しなかった社会的費用であり、その負担は原因をつくった者に求めるのが本来的には適切なのではないか、制度設計の考え方としてはよろしいのではないかと考えるところです。

ただ、そうなった場合に、結局負担が例えば事業者に戻すとしても、どういう形でどれだけ使うかを適格消費者団体さんがコントロールすることになると、負担者と決定者が違うのでアンコントロールになるのではないかと、野放図に使われてしまうのではないかと懸念が生じるのは、これは当然だろうと思います。したがって、その社会的費用を最小化するような義務、そういうインセンティブ構造を確立することを考えるべきであると。

その際に、シンプルに申し上げますと、例えば事業者さんのほうで対象者の情報、特に電子的に到達し得る連絡先情報がきちんと保管されている場合においては、これはプッシュ型で電子的な通知を行えば足るのであって、それ以上の費用負担を行う必要もなく、費用を課すことを認める必要もないということになろうかと思えますし、郵便で到達し得る先しかつかないということであれば、郵送費用ということで一定額を認めざるを得ないであろうと。それが全く残っていないということになると、これは例えば適格消費者団体さんとしては広範なプッシュ型通知を行わざるを得ない。具体的にはテレビCMであるとか新聞広告のような費用がかかる割には到達の可能性が極めて低い手段を用いるしかないのだけれども、しかし、それを用いることは正当化されるであろうと考える。

したがって、団体と事業者さんの間で合意が成立した場合は割と何でもいいのですけれども、そうではない場合の基本的な考え方としては、事業者さんが通知・公告に要する資源ですね。典型的には連絡先情報をどれだけ保存しているか、確認できるかに応じて適切な費用を認定し、その負担を課していく形に

するのがよろしいのではないかと考えております。

取りあえず、長くなりますので、ここまでにしたいと思います。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、沖野委員、お願いいたします。

○沖野座長代理 ありがとうございます。

通知・公告費用の負担についてなのですが、これも付け加えるところはございません。これまでの御発言にあったように、合理的な範囲で事業者負担とすることには、それ自体に合理的な理由があると考えます。ただ、その合理的な範囲をどのように担保するかという問題があり、考慮要素をどうするかという問題と、誰が判断するかという問題があります。これはまた検討事項のむしろ④に関わってくるかもしれないのですけれども、例えば次のようなことはできないかということで、第一段階目の判断が裁判所によって出されるときに、それに附随して合理的な範囲であるいは相当な範囲での通知・公告にかかる費用の支払いを、一種前払いになりますけれども、それを命ずることができるというようなことが考えられないか。そして、それが合理的かどうかというのは、それぞれ事情を出していただいて判断するということは考えられないだろうかと思ったところです。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

確かにこの④の問題も密接に関連すると思いますので、④の問題についての御発言でも結構ですので、他の委員、いかがでしょうか。

沖野委員、もう一度。

○沖野座長代理 度々恐縮です。④に関して、これも思いつきのレベルなのですが、費用負担について事業者に一定範囲を持っていただくというのは合理的ではないかと申し上げたところなのですけれども、もう一つ、どうしてもこの段階で費用が必要であるということであると、保全のときには国民生活センターから一旦立替えというか、そういう補助をお願いする手法があるのではないかと思います。それと似たような仕組みをここで設けることも考えられないかということです。それを付け加えさせていただきたいと思います。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 これまでに申し上げていることの繰り返しのようことになりま  
すけれども、④につきましては、常に当然認められるということではないだ  
ろうと思いますが、一定の要件の下で情報の保全を命じるような手続という  
ものを考える余地はあるのかと思います。

誤解がなければ、先ほど沖野委員から御発言のあった点については、仮にそういう手続を設けたときには、それについて国民生活センターによる支援等が考えられるのではないかということかと思ひまして、それは私もそうではないかと感じました。

差し当たり、以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

木村委員、お願いいたします。

○木村委員 ありがとうございます。

幾つかございます。まず、各主体の役割という話と通知・公告費用の負担の在り方というお話でございます。本来的には団体において消費者とコミュニケーションすることが原則であるということは変わらないと考えます。一定の場合に事業者が個別の消費者に通知を行うべきだという御議論はあったかと思ひます。事業者と団体であらかじめ協議して合意できた方法に従ってやる場合であればあまり問題にならないのかもしれませんが、合意のないまま事業者が通知をすると、団体からすると、果たしてちゃんと通知をしたのかという点で争いになる可能性があると考えております。合意がある場合に関して言えば、事業者が通知をすることもあり得ると思ひますが、それが無いのにも関わらず事業者に通知する義務を課すと、団体と事業者間で御指摘させていただいたような問題が起こり得るのではないかというところには配慮する必要があると考えております。

費用負担の在り方、これは第4回検討会で申し上げたとおりでございます。今回の資料の9ページにおきましては、仮に事業者の負担とするとして云々と書かれておるわけですがけれども、我々といたしまして、事業者負担もあり得るということについてまだ納得し切っているということではございません。その点は御理解いただければと思ひております。

また、9ページの主な意見の2番目でしょうか。こちらで弁護士費用等と似たところがあるという御意見があったかと思ひます。ただ、この通知・公告費用というのは、被害者本人に生じている損害そのものと言えるのかどうか。どちらかというとな団体の活動のために支出する費用なのではないか。端的に言うと、被害者本人に生じている損害との相当因果関係がある費用なのかどうか。これは大屋先生から御指摘があったかもしれませんが、厳密な意味では相当因果関係があるのかというのはよく分からないところだと思ひておりまして、弁護士費用と同等に考えていいのかどうかというところは、なお疑問を私は感じております。

費用に関して最後になりますけれども、こちらも前回申し上げたとおり、仮に通知・公告の費用を事業者が負担するという話になった場合ですけれども、

団体がやったこと、事業者自身がやるものではなく団体が行ったことについて、費用を全て負担するのはなかなか難しいのではないかと考えられます。ですから、これも先ほどの話と通底しますけれども、事業者と団体において協議をして通知・公告の方法を決めた場合に限ってでないと、なかなか通らない議論ではないかと考えているところでございます。

その検討事項④の実効性の確保の話で、10ページです。事業者が情報を開示できないときに通知・公告費用を負担することにするという方向性が示されています。また、先ほど大屋委員がおっしゃった、事業者が持っている情報に応じて負担がかかってもいいのではないかというお話もあったかと思っております。企業といたしましては、今の個人情報保護法の考え方に従いまして、不必要な情報は持たないということになっています。意図的に情報を廃棄してしまう、顧客の情報を廃棄してしまうような不誠実な場合は置くといったしまして、適切なルールに従って不要となったと考えて顧客情報を廃棄したといった場合にペナルティ的なものを科されてしまうことについては、なかなか納得し難い部分もございまして、個人情報保護法の考え方とも整合しないのではないかとこの疑問を持っているところでございます。

最後に、第三者、クレジットカード会社や、いわゆるプラットフォームに対する情報開示請求できるようにするべきという御指摘ないしは御提案がありました。実際に法律上できる規定を置いた場合にどういう効果があるのかを考えたいと思います。私が以前に所属していた金融機関では、弁護士会照会に応じるべきかどうかという議論があり、債務名義がある場合には照会に応じるというポリシーを決めたことがありました。そういった背景が民事執行法の改正において第三者からの情報取得手続がつくられる立法事実の一つになったと理解をしております。

企業の側からすると、できる規定があっても任意に情報を開示することには相応のリスクがあると考えます。というのは、結局、当該消費者から、何でその不要な情報を開示したのかと言われるリスクもありますし、被告となっている企業からも、義務を課されていないことについてなぜ情報開示したのかと、できる規定があっても指摘される可能性がある。法律上請求が成り立つのかどうかは別として、そういったクレームを受けるリスクは相応にあるということだと思いますから、できる規定があっても情報開示請求に応じるかどうかはかなり慎重に議論されることです。現在でも弁護士会照会になかなか応じない企業が多かったりですとか、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求においても現行法の下でなかなかうまくいっていないというところも、こういったところと通底する部分があります。

債務名義がある場合の弁護士会照会ですとか、改正民事執行法の下での第三

者からの情報取得手続と本件が違うところは、通常事件の債務名義というのは原告の権利が存在していることが裁判所の判断によって確定しているわけですが、本件はあくまで団体が勝訴したのにとどまるのであって、各消費者の権利が確定したわけではないというところに大きな違いがあります。そういう意味において債務名義がある場合の弁護士会照会手続ですとか、民事執行法上の第三者からの情報取得手続と同一に議論できるかどうかというところにおいて、照会を受けた企業としては慎重に判断をせざるを得ないのではないかとというのが私の感覚でございます。御参考になっていければ幸いです。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員 1点はあるいは私の発言が誤解を招く箇所があったかと思しますので、訂正をさせていただきたいということでございますけれども、もちろん第一義的には通知は適格消費者団体から行われるべきものであるということに異論はありません。したがって、もちろん当事者間で合意がなされた場合には別段であるというのは木村委員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、基本的に想定されるのは、対象となる消費者の連絡先情報を事業者が適格消費者団体に提供し、それに基づいて適格消費者団体が郵便あるいは電子メールその他の手段において通知を行う、こういう手順であろうと思います。そのような形で適格消費者団体による対象消費者探しのために必要となる費用を大幅に軽減することが事業者の情報提供により行われた場合には、もちろん事業者の負担を可能な限り軽減することは望ましいであろうと、こういう趣旨でありますし、繰り返しますが、場合によって、両当事者が合意し、事業者からの第三者提供を受けなくても事業者が自分で送りますと。それを適格消費者団体としてもきちんと確認できます、それは大丈夫だということが信頼でき、かつそのほうが費用が軽減されると当事者が合意する場合においては、そうしていただければいいのではないかと思うところであります。

問題となるのは、しかし、個人情報保護法制との関係だというのは木村委員の御指摘のとおりだと思いますけれども、他方で、不要な個人情報を持たないのが個人情報保護法制の前提であるところ、消費者訴訟で第一段階で敗訴したということは、その時点でその情報は必要なものになったわけです。不要ではなかったということになる。難しいのは、例えば取引が終了してから第一段階で敗訴するまでの間において、その情報は必要なか不要なのかということであり、リアルタイムの進行で考えるならば、取引終了後は不要であると判断されることは十分あるけれども、敗訴によって必要だと化したということになる。恐らくこれは契約における無効と同じように、敗訴した段階で取引終了時点に遡及して、その情報は本来必要なものであったはずだということになるのだら

うと思われます。つまり、それぞれの取引が行われた後も、訴訟を起こされて無効だと判断されるかもしれないという不確定性を備えたものであるのと同じように、いつ有効になるともひっくり返るかもしれない不確定性を備えた情報だと言わざるを得ないだろう。

そのようなものについて、リスクをどの程度、その可能性をどの程度と評価し、消すほうに決断をするのか、保存するほうに決断するのかというのは極めて難しい問題で、個別事業者の具体的判断に委ねるしかないところだと思っております。しかし、社会全体の方向性ということについて若干申し上げると、そのような取引後のトレーサビリティを可能な限りきちんと確保すべきだ、それが不十分な場合には事業者が相当の費用を投じてでもトレースすべきだというのが、この間、様々な事案を通じて明らかになっているところかと思っております。

印象深いところとしては、二十数年前に製造したファンヒーター、しかも、不適切な工事に起因して一酸化炭素中毒事故を起こしたというような事例について、回収あるいは補修を呼びかけるテレビCMを、ファンヒーターや自動湯沸器の製造業者が繰り返し呼びかけている事態も生じているところであります。正直なところ、私個人の意見として申し上げますと、一旦情報を消してしまった後で今のようなテレビCMのような社会全体に呼びかける方法でそれを回収しようとするには極めて高額のコストがかかり、極めて非効率に陥るということを考えるならば、1回取った情報は、もちろん適切に防護措置を講じてということではあります。それこそ有効期間が終了するまではできる限りきちんと保管をして、連絡等にかかる社会的コストを最低限に保つように行動するというのが企業側においても求められる対応なのではないかと考えるところであります。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員 ありがとうございます。

私は今の山本委員の整理は非常に賛同するところなのですが、ヒアリングで見えてきましたこれまでの事案ですね。特定適格消費者団体がなされた訴訟外の事案を含めて考えたときに、一番効果的な通知・公告というのは、事業者が関与した、むしろ事業者自ら出された個別の通知というのは一番効果的かつ費用的に見ても一番安く上がる方法で、一番効果が高いということは恐らく明らかなのという感じがしております。訴訟外で解決した事案で個別通知が出された場合に、8割、9割の方が返金を求めて実際に返金が出された事案に接しました

から、そういう思いを強くいたしました。

そうすると、できるだけそういう方向に持っていくようなインセンティブがあるシステムに何とかできないかと思うところです。団体がやるにしても事業者と協働してやるとか、送り先の情報をできるだけ残してもらって、個別通知でできるだけ済むような仕組みを考えていったらどうかと思います。ここは先ほどの検討事項④の情報開示の実効性確保の関係になるわけですが、当然木村委員のおっしゃったように個人情報保護の関係で問題が出てくるわけですが、少なくとも特定適格消費者団体による提訴があった以降については、個人情報には保存されていてしかるべきだと思いますし、それが何らかのリスクがあるということがあるのであれば、それこそ逆に今回のプロバイダ責任制限法の改正で導入されることになっておりますような、発信者情報開示請求を実効化するための情報処分禁止命令のような仕組みを設けるかみたいな話になるわけですが、なかなかそこまでするのがいいのかどうか、むしろ事業者の自主的な対応が見られるのかどうかということはあると思いますけれども、何もルールがないのだとかえって困るのだということであれば、逆にそういうルールをつくっていく話になると思います。

問題は、個別通知ができる場合はいいのですけれども、できない場合に公告費用をどこまで負担してもらうのが妥当かというのは、大屋委員がおっしゃったように、どういう情報が残っているかによって変わるというのはおっしゃるとおりですが、最終的に団体と事業者が協議できればいいのですけれども、できない場合には、私の意見としては、ここは最終的には裁判所に決めてもらうしかないのかとは思っております、そこで合理的な費用負担を裁判所のほうで決めていただける、そういう仕組みがあれば青天井で事業者が負担をされるということはないのかと思うところです。

以上、今までの議論を伺っての感想めいたものですが、申し上げました。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、垣内委員、お願いいたします。

○垣内委員 どうもありがとうございます。

直前に議論されていた点につきまして、基本的には生じた費用のうち合理性のあるものについて誰がどのように負担するのかという問題かと思っておりますので、情報がなくなっていた、廃棄されていたという場合に、結果的に事業者の負担する費用が高くなるかもしれない。そういう御提案もあるということですが、これは必ずしもペナルティーということではなくて、それによって費用が増大した部分について誰がどういう形で負担するのが適切かという問題ということで、そうした観点から見たときに、全て廃棄されていてもそ

それはそれなりに相当な理由があって廃棄がされていてというときに、それを全て事業者に負担させるのかどうかについてはいろいろな考え方があり得るかもしれませんが、一定の範囲で負担させることはあり得る選択肢なのかと今のところは感じております。

それから、木村委員から弁護士費用との対比について御指摘がありまして、これはその前に御発言のあった大高委員の整理とも関係するかと思われまして、確かに授權した消費者が結局通知・公告の費用について最終的に負担するという場面を考えれば、これは損害という評価と近い評価ができるのかという感じがいたしますけれども、他の消費者の部分について団体が最終的に負担するような結果になっている場合を考えますと、これは個々の消費者の被った損害という形で考えることは難しい。その辺りは確かに木村委員の御指摘のとおり、一律に弁護士費用と同じように考えることができるかということ、もう少し整理して考える必要があるのかという感じを持ちました。

これも木村委員から御紹介のありました弁護士会照会の関係で、木村委員の御指摘のとおり、弁護士会照会については照会に応じる側のリスクというのが非常に大きいと申しますか、場合によっては損害賠償請求を受けてもやむを得ないとした最高裁判例もあるということで、義務があるとされつつ、それがあろうと思っただけで応じたら損害賠償請求を受けるかもしれないという、非常に照会を受けた側の関係者を難しい地位に立たせるという問題があることが指摘されているということかと思えます。

債務名義がある場合については、実務の積み重ねがあって履行もできましたので、規律が明確化されているということですが、もし必要性が高い場面があつて、かつ弁護士会照会では対応が難しいということであれば、その点について改めて規律を明確にすることは考えられるのかもしれないと思えます。

ちなみに、ただ、明確化というのも法律で新たな照会手続を設けることも考えられるかもしれませんが、先ほど来、何回か話題に出ております発信者情報の開示の関係で、今般の見直しの一環として、場合によって電話番号を開示することが可能になったという話があります。これがどういう形で活用されるのかということ、電話番号があると、携帯電話会社に照会をすると、携帯電話会社はその番号は氏名、住所、こういう人ですということを弁護士会照会に応じる形で開示することが期待できる。これは検討の過程では弁護士会照会、本当にそういうことで応じてもらえるのだろうかという懸念を私自身は持っていたのですが、実績もあるということのようでありまして、総務省で通信の秘密の解釈との関係ではこれは問題がない、開示して差し支えない場合であるという整理がされていて、それを前提に各事業者も対応している実情があるようでありました。

ですから、こういった第三者からの情報取得を考える場合に、弁護士会照会を使うにしても、こういう場合にはこれは応じて構わないものであるということが、例えば消費者庁の説明なのか、様々な形態が考えられるかと思えますけれども、一定の方向性が示されていれば、それなりに安定的な運用が弁護士会照会の枠内でもできる可能性はもしかするとあるのかもしれないという感じもいたします。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。この点についても非常に活発な御議論をいただきました。私の認識するところでは、論点①についてはおおむね委員の間に御異論はなかったように思いました。とりわけ情報の信頼性確保の観点から行政の役割を重視する、これは②にも関わるところですけれども、そういった御指摘が多かったと思います。

他方、各主体の役割の中で、第三者の役割については積極的な御意見もございましたけれども、他方では情報提供に応じる第三者のリスクという点も御指摘があったかと思えます。それに対してまた先ほどの垣内委員からの御指摘もあったところですが、御意見があったところかと思えます。

事業者の役割は、③の通知・公告費用の負担の在り方とも関連して、合理的な範囲については事業者について負担させる必要があるのではないか、その合理的な範囲をどのように決めるかについて複数の委員から御指摘があったところですが、他方では事業者の費用負担については協議に基づく、合意に基づく場合はともかくとして、そうでない場合に認めるということについては、なお問題の御指摘もあったというように承知をしました。

④で示されている点についても、これも賛否それぞれの観点から御意見があったと思いますので、引き続き、これも前回と同じようにある程度具体的なたたき台のようなものがないと、それについての賛否が御議論しにくいところもあろうかと思えますので、そのようなことを事務局のほうで次回に向けて用意をしていただいて、さらに議論を続けていくということかと思えます。

それでは、ここで休憩にしたいのですが、時間が大幅に押しておりますので、恐縮ですが、ほとんど休憩とも言えないかもしれませんが、11時から再開したいと思えますので、よろしく願いいたします。

(休 憩)

○山本座長 休憩時間が大変短くて申し訳ありませんけれども、時間の関係で

再開をさせていただきます。

引き続きまして「実効性、効率性及び利便性を高める方策」の議題に入りたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○守屋専門官 事務局でございます。

それでは、資料3につきまして、説明を始めさせていただきます。

資料3、3ページを御覧いただきたいと思います。「特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方」というレジュメでございます。

1個めくっていただきまして4ページ目、第4回の議論を踏まえた基本的な方向性と検討事項について記載させていただいております。第4回では様々な情報、資料につきまして御検討いただいたところでございますが、今回は2つに絞って具体的な話ができればと思っております。

1個めくっていただきまして5ページ目、まず、検討事項①として、事業者の行為等に関する資料（情報）について、具体的な話ができればと思っております。検討のポイントは記載のとおりで、まず、具体的な手法としてどのようなものが考えられるか、それから、その取得手段について必要性、許容性等の御議論をいただければと考えております。

1個めくっていただきまして6ページ目、今度は事業者の財産情報の取得手段について、検討事項①と同じような観点で御議論いただければと考えているところでございます。

本体の資料としては以上なのですが、この論点につきましては参考資料をつけさせていただいております。この参考資料につきまして、別途担当の者から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○落合課長補佐 参考資料の関係を御説明申し上げます。

参考資料はパワーポイントの紙になっていまして、一番後ろの緑でございます。「消費者裁判手続特例法の改正概要等」とありまして、昨日公布されました消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律、特定商取引法等改正法ということになりますけれども、これにおいて消費者裁判手続特例法も改正しています。

下に現行法の内容とございますけれども、現行の消費者裁判手続特例法は、特定適格消費者団体に対して、消費生活相談に関する情報は提供できる。ただし、国が保有している、特に消費者庁が保有している情報は直接提供できません。

他方で、その下の★にありますとおり、事業者が法違反行為を行った場合は、特に消費者裁判手続特例法に親和性のあるような共通の原因を有する違反行為によって多数の消費者に被害が発生する。括弧で書いてありますとおり、特定

商取引法の違反行為というのは被害者数も多くて、被害総額が高額になる事案もあるということでございます。ですから、特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟を提起して、請求を認容する判決を得ることができれば、その後の簡易確定手続を通じて、こういう特定商取引法等の違反行為に関する消費者被害の迅速な回復が可能であろうと考えられます。

これを踏まえて、この改正法において、消費者裁判手続特例法を改正しました。下の改正の概要を御覧ください。緑のところです。国（消費者庁）は、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に追行するために必要な限度において、特定商取引法又は預託等取引法に基づく行政処分に関して作成した書類で、内閣府令で定めるものを提供することができるとしております。

あわせて、これも現行の国民生活センター等からの情報と同じですがけれども、書類の提供を受けた特定適格消費者団体による被害回復裁判手続に利用する目的以外の利用等を禁止しているということでございます。

具体の条文は次のページでございます。参考で書かせていただいておりますけれども、第91条という形で新たに立てているということです。この内閣府令で定めるものにつきましては、今回の特商法等改正法のこの部分の施行は公布の日から起算して1年以内、昨日から起算して1年以内ということなので、今後内閣府令の作成の際において具体的に定めていきたいと考えております。

御説明としては以上であります。

○西川課長補佐 続きますして「時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方」について説明させていただきます。

8ページを御覧ください。第4回の議論を踏まえた基本的な方向性と検討事項といたしまして、対象債権の消滅時効との関係で、消費者の権利行使の機会を確保する必要がある場合につき検討を進めるべきではないかとの方向で議論を進めさせていただきたいと思っております。

検討事項といたしまして、2点掲げてございます。

9ページでございます。参考資料として前回添付した資料を再掲しております。

10ページでございます。これは現行の特例法上の規律のイメージでございます。

11ページ、12ページも同様でございます。

13ページでございます。検討事項①といたしまして、検討のポイントを挙げさせていただきます。

14ページでございます。検討事項②でございますが、検討のポイントといたしまして、委員の皆様の御意見を踏まえまして、次のとおり事務局から御提案をさせていただきます。あくまでも例でございますが、一段階目の手続

が終了したとき、これは和解や一段階目の判決が確定した場合などによって終了したとき、または括弧内でございますが、団体の二段階目の手続の開始の申立てをしなかった場合、これは仮に申立ての免除が広く認められるとしたときに申立てをしなかった場合などが想定されますが、そのような場合における当該申立期間の満了時等のいずれか遅いほうから6か月を経過する時点までに、消費者による訴えの提起があったときは、当該消費者の対象債権について、共通義務確認の訴えが提起されたときに、時効の完成猶予事由としての当該消費者による裁判上の請求があったとみなす旨の規律を加えるということを提案しております。

これは関係する主な御意見の中で、平成29年改正の民法に規定された「協議を行う旨の合意による時効の完成猶予」と類似の状況ではないかとの御意見も踏まえたものでございます。もちろん事業者の予見可能性とも比較考量の上、検討すべきであるということが重要であると考えております。

15ページでございます。この方策例に基づくイメージを掲げてございます。簡単に図を説明してまいりますと、団体の欄で(A)として一段階目で訴訟、訴えを提起いたしまして、一段階目の判決確定等が時効期間満了の後であった場合であっても、そこから6か月を経過するまでの間に消費者が個別訴訟を提起した場合は完成猶予が認められ、個別訴訟係属中の完成猶予が認められるということでございます。(B)の場合も同様でございます。

16ページに参ります。参考として協議を行う旨の合意による完成猶予についての簡単な説明を掲げてございます。

17ページは法文でございます。

18ページから21ページまででございますが、この協議を行う旨の合意による完成猶予についてのイメージ図を掲げてございます。適宜御参照ください。

以上を踏まえまして、御議論のほうよろしくお願いいたします。

○守屋専門官 続きまして、22ページ以降の申立義務・通知義務を免除する範囲等について御説明いたします。

1個めくっていただきまして23ページ目、基本的な方向性と今回の検討事項を掲げております。

1個めくっていただきまして24ページ目、検討事項①として、二段階目の手続の開始・続行を不要とすることを許容する場合、それから、その方策について、具体的な御議論をいただければと考えているところでございます。

1個めくっていただきまして25ページ目、御参考までに、この「正当な理由」に関して、現在消費者庁で公開している情報を記載しております。

1個めくっていただきまして26ページ目、検討事項②として、申立期間、現在1か月の不変期間とされている第二段階の申立期間についてどのように考える

かということをお議論いただければと思います。

また1個めくっていただきまして27ページ目、検討事項③として、1回申立てがなされた後の通知・公告義務の免除される場合ですとか、団体と消費者との間の授權契約を拒絶・解除できる場合においても、検討事項①、すなわち二段階目の手続の開始・続行を不要とする場合と同じように考えて問題ないのかということをお議論いただければと思います。

続きまして、28ページ以降「その他」の論点の御説明をさせていただきます。

29ページ目を御覧ください。こちら基本的な方向性と本日の検討事項を掲げております。

続きまして、30ページです。検討事項①として、簡易確定手続における記録の閲覧謄写の在り方についてどのように考えるべきか、また、その他に現時点で検討すべき点はあるかについて検討のポイントを御参照いただきながら御議論いただければと思います。

1個めくっていただきまして31ページ目、関係する委員の皆様からの意見を記載しております。

1個めくっていただきまして32ページ目につきましては、参考までに事件記録の閲覧制限に関する他の法制度を抜粋して記載しておりますので、本日の御議論に役立てていただければと思います。

最後33ページ目、検討事項②として、消費者への金銭の支払い方法について、特例法上、特段の規定を設けるべきか否かについて御議論いただければと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

大変多岐にわたっておりますので、論点ごとに御議論いただきたいと思いますけれども、最初は「特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方」です。3ページ以下の部分でありますけれども、5ページの事業者の行為に関する情報、6ページの財産情報、これらの点について御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 垣内です。ありがとうございます。

これも前回の繰り返しのようなところがありますけれども、事業者の行為等に関する資料については、先ほど今般の法改正の御紹介もありましたが、さらにそうした行政機関の保有する情報について、関係する主な意見でもありますけれども、広げる余地はあるのではないかと考えております。

他方、財産情報の取得手段に関しましては、これも前回少し難しいところがあるのではないかと申し上げたところで、現在財産情報の取得ということでは

と、先ほども少し言及いたしました民事執行法で定められている財産開示ですとか、第三者情報取得制度というものがあるということですが、これらは債務名義が存在することを前提にしているということで、共通義務確認訴訟の認容判決が確定したというだけではまだ債務名義があるわけではないので、そこは少し前倒しという形になるところがあるのかと思います。その点で従来よりもずいぶん広くなる印象があるということなのですが、ただ、他方で財産開示は強制執行の一種ということですので、当然債務名義が必要だと不可欠の前提になっているわけですが、ここで問題となっている財産情報の取得というのは、強制執行そのものというよりは、むしろ第二段階の手続を行う意味があるのかどうかということについて、必要な情報を取得するものであるということだといいますと、必ずしも強制執行の場合とパラレルに考える必要はないのではないかという議論ももしかするとあり得るのかもしれないという感じもいたします。

情報というものは一旦開示されてしまいますと、開示がなかったことにすることは困難であるということで、その開示を義務づける範囲については慎重な検討が必要だということですが、財産開示の文脈ですと、現行法は仮執行宣言付の判決でも財産開示を使えることにしたわけで、債務名義であればいいということになったわけですが、この場合ですと仮執行ですので、後で判決が取り消される場合もあり得る。しかし、そこは割り切ったということになるのかと思いますけれども、こちらの共通義務確認訴訟の場合で行きますと、共通義務が確認されてそれが確定したという場合には、少なくとも共通義務の存在についてはそれで確定ということで、そこ自体が後からひっくり返ることはないわけですから、そもそも情報が不要だったということになる蓋然性はむしろ仮執行宣言付判決などよりは低いという見方もあり得るのかもしれない、それとまた制度の趣旨が若干異なることを考えて、この場合に特有の制度を考える余地はおよそないということではないのかという感じもしております。

いろいろと課題はあるのかと考えておりますけれども、今のところの意見としては以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員 ありがとうございます。

まず、事業者の行為等に関する情報の取得ですが、今回、先ほど御説明がありました特商法改正により行政処分に関する情報の提供の根拠規定ができたということは、非常に意義があるのかと思っております。これだけにとどまらず、とりわけ消費者保護を目的とする法令に関する行政処分の情報について

は広く提供ができるように、さらに拡充は考えていったいいのではないかと  
思っているところです。

また、ここの資料の5ページの例で挙げられている2つ目の適格消費者団体が  
差止請求を行った場合の記録の提供というところについては、当然できてしか  
るべきかと思っていたのですけれども、条文上は必ずしもそれができることは  
明確になっていないということのようでして、この点については当然あり得る  
べき連携のスタイル、形だと思いますので、これはぜひ明らかにしていただ  
ければと思います。

一方、次にある事業者の財産状況の開示ですが、これにつきましては、前回私  
からは少なくとも二段階目の開始後に広い意味での執行手続に入ったとして財  
産開示請求ができるようにしてはどうかという提案をさせていただいて、今、  
垣内先生からなかなか理論的には難しいが道はないわけではないのではないかと  
いう御提案をいただいて心強く思っているところなのですが、私の感想めい  
たことになりませんが、共通義務確認訴訟という形で事業者もがっぷり四つで争  
って一定の責任が認められた、それが確定したということの重みはもう少し考  
えてもいいのかと思っております、垣内先生からも御示唆のあったような簡  
易確定手続を進めるかどうかの判断材料として、例えば裁判所の説明を求める  
ことはできるとか、そういう何かしら保全的な建付けをするとか、いろいろ工  
夫をして、一定の必要性がある場合に必要な情報を得られるようにするという  
方向性はぜひ御検討いただきたいと思えます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員

事業者の行為等に関する情報でございます。特商法の改正法案が成立し、詳  
細を内閣府令で定めるということになってはいますが、内閣府令で定める  
内容がどうなるのかということが、ここでの議論にも大きく影響すると思いま  
す。端的に言うと、我々としてこの御提案に対してどういうスタンスを取るの  
かということが、今次の国会で通過した法案における内閣府令の定めがどうな  
るのかによって結構変わり得ると正直思っているところです。

せっかく今日御担当の方がいらっしゃるということですので、内閣府令にお  
いてどういう定めになるのかということについて、現段階で言えることをぜひ  
教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、消費者庁から現段階で可能な範囲でということかと思えますけれ

ども、よろしく願いいたします。

○落合課長補佐 木村委員から御指摘のあった内閣府令の現段階のものですが、まず考えられるのは、消費者庁が特定商取引法等で行った行政処分の処分書というものを想定しています。あとは幾つか今後内閣府令を策定する際に考えるべき要素がありまして、一つはこの制度、特定適格消費者団体による被害回復の制度の実効性を高めないといけないというところがあります。他方で、我々としても行政処分の手法が外に出ないようにする要素と、あとは経済界の御懸念といったところもあると思います。特に一方の当事者に肩入れするのかというところはあると思います。もう一つは、垣内先生がおっしゃったような財産情報の取得といった特定の情報についてどう考えるかというところもあると思います。ですから、こういった検討会での御議論なども踏まえつつ、引き続き内閣府令の策定段階において具体化を図っていききたいというところがございます。

○山本座長 ありがとうございます。

木村委員、以上のようなむしろこちらの議論のほうをとということかもしれませんが、いかがでしょうか。

○木村委員 なるほど。どうもありがとうございます。

こちらでの議論も参考にさせていただけるということで、それはよろしいのかと思います。今、消費者庁の御担当官からも御指摘があったことかもしれませんが、あまり広範な情報が団体に提供されてしまうということになりますと、前広に企業から行政庁に対して情報を提供していくというインセンティブが減殺されることは従前指摘させていただいたとおりですので、団体が被害回復業務を行うに当たって真に必要な情報にだけ絞られるということが必要なのではないかと、行政からの情報提供については感じるところでございます。

営業秘密につきましても、御案内のとおり、民事訴訟法におきましては自己使用文書の例外というものもあり、営業秘密についてはかなりの配慮がされているという理解です。それが情報提供されてしまうということになりますと、事業者の事業運営上の意思決定に問題が生じるのだということは、自己利用文書に関する最高裁判例でも言われていることかと思っておりますので、そこも十分な配慮が必要になってくるだろうと感じるところでございます。

財産情報の話は、財産開示手続の話が資料の6ページにあらうかと思っております。民事執行法の下ではまずもって強制執行が不奏功に終わるということを疎明することが、この財産開示手続を利用するに当たっての前提になっていると理解していますけれども、そういうところも同じような制度を考えていくという前提で、提案された方が考えているのかということと、消費者庁が資料をつくるに当たって現行の財産開示手続と同じようなものを考えているのかというところ

ろを確認しておきたいと思いました。

○山本座長 ありがとうございます。

この発言をどなたからされたかは私自身はあまり記憶にないのですが、もしこれが自分の発言だと思い当たられる委員がおられたら、その要件をと。ちなみに財産開示は強制執行不奏功要件と言われていますけれども、実際の不奏功だけではなくて見込みがないような場合も含まれる条文にはなっておりますが、いかがでしょうか。委員からございますか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 私自身は前は財産開示と並べて考えるとこれは難しいのではないかという方向の意見を申し上げたかと思っておりますので、私自身ということではもしかするとないのかもしれないけれども、強制執行としての財産開示ということで考えると、この場面は強制執行そのものがまだできる段階ではありませんしということなので、なかなかパラレルに考えるのは難しいところがあると。今の御指摘のあった要件もそういう点の一つにはなるのかなという感じがいたします。ですから、この場合、もし何か考えるとすれば、強制執行としての財産開示とは異なるこの場合に特有の仕組みがあり得るのかどうかということなのかと今のところ私自身は考えておりますので、そうだとしますと、要件が全て財産開示とそろふことには必ずしもならないということかと思われま

す。差し当たりは以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

大高委員、お願いします。

○大高委員 ありがとうございます。

この意見を申し上げたのは私だと思っておりますので、私から釈明をすべき部分なのかと理解をいたしております。木村委員がおっしゃったように、では、どういう要件で認めるつもりだったのかということについて、私は具体的な詳細な制度設計を立てているわけではないのですが、ただ、一般的に申し上げられるのは、恐らく団体でこういう制度を導入されたときに、全ての件で財産開示申立請求みたいなことをすることはないだろうということです。基本的には何らかの自主的な弁済若しくは二段階目の最後まで行った段階に弁済してもらえかどうか不安であるという何かしら事情があってされるものになるのだろうと思っております。

もともと例えば今回のCOJさんが1件目におやりになった東京医科大学の事件であれば、仮に債務名義が確定していれば、恐らく弁済能力にほぼ疑問はないでしょうから、そういった事案で財産開示手続をあえて申し立てるということは基本的にはないだろうと思うので、その点で何か不奏功というところまで求めるかどうかというのはまた全く違うのではないかと思います。もっとも、

どのような場合でも申立ができることが求められているものではないということになりますので、全く同じにはならないと思いますけれども、何らかの必要性があってという、そういう縛りをつけることはシステムとしてはあり得ると思っております。どういう場合に仕切るかということで、具体的な何か今私のほうで定義を持っているところでございませぬ。

御発言させていただきたいところがありまして、先ほどの木村委員からの問題提起にありました特商法等の情報、行政処分の資料提供に関する内閣府令の在り方について、ここでの議論を参考にとということでしたので、私が思うところをもう少し申し上げておきたいと思っております。

基本的に、現状ですと特定適格消費者団体が取得できる情報というのは、ある意味で断片的な情報で、PIO-NETの情報を含めてもある意味では断片的な情報にとどまることが多く、実際に責任原因になった事実において、例えば不実性が問題になっていけば、本当に不実なのかどうか、また、勧誘が問題になっている事例であればそれが本当に全ての消費者にとって共通の問題なのかどうかということの立証は、なかなか現状の証拠収集手段だけでは難しいというのがありますので、そういったところの情報が必要です。事業者がどういうことを広くやっているのかということの情報は、なかなか行政が持っている情報などが無いと難しいかと思っております、そういったところはぜひ特定適格消費者団体等が入手できるように配慮いただければと思うところであります。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

木村委員、お二人から御回答というか、あれがございましたが、いかがですか。

○木村委員 垣内先生、大高委員、どうもありがとうございます。

私の理解するところだと、現行の民事執行法上の財産開示手続とは違った位置付けに、同じようなことを求めているとしても違った位置付けにならざるを得ないのだろうということでございます。原則論になるかもしれませんが、現行の制度におきましては、債務名義取得後にこうしたものが行われる、強制執行手続の一部として債務名義を取得したことを前提に行われているということですので、債務名義取得前の財産開示手続ですとか情報取得手続については慎重に検討する必要があるというのが私の意見でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにこの点、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、恐縮ですけれども、時間の関係もございませぬので、先に行かせていただきたいと思います。

続きまして「時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方」ということで、こ

れについてはいろいろ御検討をいただいて、13ページあるいは14ページの辺り、14ページに特に具体的な規律のイメージみたいなもの、15ページにそれがどうなるかというポンチ絵的なものを掲げていただきましたけれども、この辺りについて御意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員 ありがとうございます。

権利行使の機会を確保すべき場合、具体的には時効の完成猶予の御提案が出ている状況ですけれども、前回の議論でも申し上げましたように、特例法の手続が二段階目の授権まで行かずに終結した場合において、特例法の手続に参加することも念頭に置いて個別の提訴を見合わせていた対象消費者がいるとすれば、そういった対象消費者の利益を保護することは、期待権みたいなものを保護することは必要ではないかと思っております。何らかの時効に関する特例を設けることには賛成したいと思っております。

具体的な方向性として、14ページに時効の完成猶予事由を構成するという御提案がございますけれども、事業者側の予測可能性からしても6ヶ月以内の時効完成猶予であれば事業者側の予見可能性を害するほどではないのではないかと考えます。一方、問題となりうるのは、契約不適合責任や消費者契約法上の取消権の行使期間である。この行使期間については消滅時効ではないだろうと考えるのが一般的はあるが、短期の行使期間が定められているという点で背景状況ではかなり似通ったものがありまして、もちろんこれは逆に言うともともと消契法の取消権の行使が1年でございますけれども、それが期間として妥当なのかどうかという議論もありうるわけですが、とはいえ問題意識としてはこの点もどうするかについては持っておくべきではないかということだけは申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、沖野委員、お願いいたします。

○沖野座長代理 ありがとうございます。

今回14ページに一つの案として出されているような方策が、今後検討を進めるとすると、このような形でさらに果たして適切なのかとか、より具体的にどうなるのかということを考えていくというのが、考えられるまさに一つの案ではないかと思っております。

完成猶予については、この問題は非常に難しく、そう申しますのは、3点ぐらいあるかと思うのですけれども、一つはこの訴訟自体、この制度自体が、個別の訴訟提起が困難な消費者を想定した制度ですので、そうしたときに、個別の権利行使をどう確保するかということが、制度の趣旨とどのように適合するのか

という問題が出てまいります。

もう一つは、現在、完成猶予、時効の特則が認められているのですけれども、それは一段階目で共通義務が確認されて、二段階目で届出という形でこの制度を使って権利行使をするという場合に、しかし、時効消滅でこの制度を使うことができないということに対して対応する。しかも、一段階目では認容されているというものです。これと比較したときに、この制度でない個別訴訟という形での権利行使をすることを確保するという点、それから、届出をして具体的にこの制度の中で権利行使しているということがありますので、権利行使してくるということが必要ではないかと考えられるところですから、現在の消滅時効に関する特則とのバランスといったものも考える必要があるのだろうと思います。

3点目としまして、前回、状況としては協議の合意による完成猶予というものが一つ手がかりになるのではないかと申し上げました。事態としては、この制度で対応することが想定されるようなものだ、しかし、個別の訴訟提起が不可能ではないと。しかしながら、この制度が実際に発動するならばそちらにのせるのが望ましいというタイプのもので、そういうときにはこちらで行きたいという、別途個別の訴訟も提起して、いざというときに備えておかなければいけないというところまで求めるかという点について、そこまで求めなくてもいいのではないかという発想は、協議の合意をしているときに、そのときに時効期間が満了しそうだから、訴え提起しなければならないということに対応する必要はないかという点で類似していると考えております。

その点は変わってないのですが、いかにせん協議の合意というのは、実際にその者が交渉等をしていると。その意味では裁判外ではありますけれども、一定の権利行使と言えるようなことを本人がしているということと、もちろん協議の合意ですから、相手方との間で合意があるということがありますので、それらとはかなり違っている。しかしながら、当該個別の消費者が権利行使なりをしているわけではないのですが、言わばそれを背負って消費者団体がこの手続を起こしている。それに対して相手方はその手続に応じて対応していくということで、交渉と言えるかどうか分かりませんが、それに類似の状況があるというところで、協議の合意があるような場合も念頭に置きつつ類似的に考えられるのではないかと申し上げたところです。ですから、いろいろハードルはあるのですけれども、こういった個別の権利行使というのも側面から消費者被害の回復のためのこの制度を支えるために必要があるという判断をするならば、このような形で検討していったらどうかと考えます。

ただ、その場合に、例えば13ページの第一段階の訴訟において棄却の場合、棄却の理由が例えば実体的な権利関係がないということで棄却されたような場合

にも、その部分を個別訴訟で再び争いますということでもいいのかどうかは気になるところです。支配性ですとか、そういうところで、この訴訟では無理けれども実体的な権利関係は判断されていないとか、それが否定されていないということは必要ではないのかと思っておるところです。14ページのような形で考えられるとしても、さらにどういう場合かというのは詰めていく必要があるのではないかと思っております。

それから、大高委員の御指摘の取消権等の期間行使について、いざこの手続にのって届出をしたけれども、取消権のほうの期間制限で権利行使ができないというような場合についてどうかという御指摘かと思いました。いろいろな期間制限がかかっているときの対処の必要がないかという問題意識かと思えます。他方で、取消権については期間制限の在り方そのものを見直すという方向もあるかとは思いますが、追認することができる時から1年ということですので、契約締結から5年のほうがあるいはかかる可能性もあるのかもかもしれませんけれども、そういう中で、その期間の中であれば取消権の行使自体は言ってみれば一片の通知で済むので、果たしてそれが期待できないと言えるかというのは、大分状況は違うと思ったところです。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 どうもありがとうございます。

今、沖野委員から大変詳細な分析をしていただいて、おおむねその分析に賛同するところです。実際にどの程度この時効の完成猶予の効果を主張して個別に訴訟をする場面が想定されるのかということは、必ずしも明らかでないところがあるようにも思われますけれども、そういう消費者が仮にいたとすれば、もう少し広い範囲で時効の完成猶予を認めていいのではないかという問題意識そのものは私はあり得る問題意識ではないかと考えております。

これは沖野委員の御分析の中でもあったところですが、理論的にどういう説明あるいは従来の時効の完成猶予の規律との関係でどういう形で位置付けるのかというところはいろいろと課題があるような印象を持っておりまして、協議を行う旨の合意による完成猶予との対比という視点をお示しいただいていました。先ほど御指摘がありましたように、協議は当事者間ですということですので、その点は違うけれども、しかしということではあるのですが、協議の場合ですと、協議をしているにも関わらず訴えを提起することが、そもそも協議による当該紛争の解決を妨げるといところが非常に重視をされて、そうしなくても済むように協議の合意そのもので完成猶予を認めるということなのか

と理解されます。そうした観点から見ましたときに、この場合ですと共通義務確認訴訟自体は個別訴訟が提起されたからといってその目的を達成できなくなるという関係には必ずしもないというところもあって、そこも協議と若干異なるところがあるのかという感じもいたします。

むしろ共通義務確認訴訟そのものは訴訟担当ということではないのですけれども、しかし、先ほど沖野委員が言われましたように、実質的には個々の消費者の請求権を背負っているという位置付けにあって、ある種、訴訟担当的な機能を持っているところはあるのかと思われまます。仮にこれが訴訟担当であったとすれば、訴訟物となっている権利・義務については、時効の完成猶予の効果が生ずるということであると思いますので、訴訟担当ではないけれども類似の機能を果たしていること、また、個別の消費者による訴訟上の請求という形での完成猶予が極めて困難と考えられることなどから、政策的に時効の完成猶予を認めるというような発想は、あるいはあり得るかもしれないという感じがしております。

ただ、その場合、これも沖野委員から御指摘のあったところですが、例えば共通義務確認の訴えが棄却で確定した場合で考えますと、これは訴訟担当であれば被担当者との関係でも権利はないということで確定するはずでありまして、この共通義務確認訴訟はそういう構造にはなっておりませんが、共通義務確認訴訟の提起を時効の有利に援用して時効の完成猶予を主張するというのであれば、その結果についても引き受けるべきなのではないかと考えられるところで、そう考えますと、棄却の場合に時効の完成猶予の効果を主張し、自分は対象債権であるけれども権利の存在をなお主張するのであるという形でこの完成猶予の効果の主張を認めるというのは、やはり説明が難しいところが出てくるのかという感じを持っております。却下等の場合にはあり得る話ではないかと考えております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

木村委員、お願いいたします。

○木村委員

今、垣内先生から御指摘があった点と関係いたします。資料3の15ページにおきまして、訴え却下の場合に限らず請求棄却についても時効の完成猶予を認めるような書きぶりになっておりますけれども、垣内先生の御指摘は、時効の完成猶予を援用できるということについては片面的な援用の仕方が、援用という言葉は出ていなかったかもしれませんが、よろしいのかという御指摘があったかと思えます。手続論と別に実体的に考えてみると、却下の場合であれば訴訟要件を満たさなかったということかもしれませんが、請求棄却とな

りますと、義務の存否につきまして実体的な判断を裁判所がした上で請求棄却判決に至っているわけでございます。そういったしますと、消費者が個別に訴訟を提起したときに、その対象になり得たであろう消費者の権利が認容されるのかどうかは、どちらかというとながティブな場合が多いのではないかと。そう考えますと、実体的意味におきまして、時効の完成猶予を認めて個別の権利行使の機会を確保する必要性はどれくらいあるのかということになるのかと思っておりますので、却下と棄却の場合で考え方を分けてもよろしいのではないかとこの点につきましては賛成いたします。

あとは一般論ですけれども、団体が訴訟提起をして、対象消費者について一律に時効の完成を猶予されるということになりますと、事業者としましては、保管している取引関係文書を保存していく必要が出てくる、保存期間を延ばす必要が出てくるということになります。先ほど、情報提供の話の中でも出てきたことと関係は似ていますけれども、こういったことにつきまして企業側では負担があるということになりますので、その点も検討する必要があると考えます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日は比較的、この消費者庁から具体的な案が出されたことによって御議論がより進んだかと思っておりますけれども、おおむね御発言の委員は却下と棄却は分けるべきではないか、この時効の完成猶予の趣旨からしてもという御意見が多かったように思いました。今後、さらに恐らく技術的にも詰めていかなければならないということだろうと思っております。

また、私の個人的に、仮に結論で分けることになった場合に、この15ページの図の例えば(A)のところで、時効期間が満了した後、一段階目の結論が出るまでの間に消費者が個別訴訟を提起して相手方が時効の援用をしたときに、第一段階の結論によって分かれるという帰結を取ったときに、裁判所はそれをどのように取り扱うのかということなどはかなり問題としては難しい問題が生じてくるようにも思われますので、この辺り、かなり技術的に今後詰めていかないといけない問題なのだろうとは思っております。そういう意味では、次回以降より具体的な形で、今日の御意見も踏まえていただいてより提案をリファインしていただければと思っております。

それでは、時間が押して恐縮ですが、残された問題として「簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲等」というのと、最後に「その他」として、簡易確定手続の記録の閲覧謄写の問題、金銭の支払い方法、振込手数料等

の問題、これはかなり論点は違うのですけれども、時間の関係もございまして、これらについてまとめて御議論いただきたいと思います。どの論点についてでも結構ですので、御発言をいただければと思います。

なお、河野委員は先ほど途中で御退席でしたけれども、この中で、記録の閲覧・謄写の問題については、前も御発言があったように思いますが、消費者のプライバシーといいますか、そういう観点からすると、何らかの対処、消費者の不安の軽減等についての対処で閲覧制限が可能であるという整理をお願いしたいというチャットでの御発言がございまして。

それでは、どの点でも結構ですので、御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

大高委員、お願いいたします。

○大高委員 ありがとうございます。

時間がない中で論点が多いので、できるだけ簡潔に申し上げたいと思います。

まず最初に二段階目の手続の開始・続行を不要とする場合の方策でございますけれども、これは前回の議論のときに私が申し上げたとおり、基本的には団体に判断を全面的に委ねるのではなくて、一旦申立てをさせた上で、取下げの柔軟化のほうで、裁判所の許可の判断の柔軟化のほうで対処することが望ましいと思っております。その前提として、ただ、いずれにせよ取下げなり申立てをしなくてよい正当な理由というのは、客観的な判断ができるようにより明確にしておく必要があるだろうと思います。例に挙げられているような場合でも、債務超過のような場合でも外形的にははっきりはしませんので、その辺りがはっきり簡単に判断できるようにしておかないと、結局は安全を見て申立てをしておこう、取下げはやめておこうという方向になってしまうと思うので、そこは何らかの形で具体化が必要だと思っております。

申立期間ですけれども、こちら1か月が短過ぎるのではないかというのは前回も議論があったとおりでございまして。ただ、不変期間とするかどうかについては、先ほどの申立ての柔軟化ですね。第二段階にのせるかどうかの要件の柔軟化を誰が判断するかということにもよると思います。というのは、団体が判断をしなければならぬとなれば、当然判断に必要な情報を収集する等の関係で、不変期間となった場合には非常に窮屈なことになりますので、ある程度柔軟に延長できるようにしておかないと難しいことになると思いますし、一方で、一旦申立てはさせた上で裁判所の取下げでということであれば、ある程度不変期間のままで統一しておいてもそれほど不都合はないということになるのかと思います。

訴訟記録の閲覧の問題でございましてけれども、こちら前回も申し上げたとおり、私自身は基本的には閲覧ができる主体を制限する方向で考えるほうが妥

当ではないかとは思っております。この場合、対象消費者の相互の関係は基本的には利害関係はないのかと思っております。この点は破産などと違って原則としては他の方の債権の帰趨は自分の権利の帰趨にそれほど影響するわけではないという関係にありますので、原則として、利害関係はないと考えていいのかと思っております。

ただ、一方で、異議後の訴訟に関しては通常の民事訴訟になりますので、これに関しては現行の閲覧制限のルールに則るしかないようには思いますが、ただ、この点は異議後の民事訴訟の当事者になった対象消費者以外の対象消費者の情報が簡易確定手続でどの程度引き継がれるのかによっても議論は変わってくると思っておりますので、基本的には引き継がれないのだというのが大前提で申し上げておりますけれども、その点も含めて考える必要があるのかと思っております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員 どうもありがとうございます。

二段階目の手続の申立義務・免除の範囲等について、可能な範囲で明確化したほうがいいというのはそのとおりかと考えております。先ほど、大高委員から義務の免除というよりは取下げで対応することのほうが合理的であるという御指摘がありまして、確かに現実的にはそうなのかという感じがするのですが、理屈の問題としましては、取下げが許容される、認められる場合について、初めからその事情が判明していれば申立義務も免除されていいのではないかという感じもいたしました。実際の判断が難しいということはあるので、申立てをしてもいいのかという感じはしますけれども、取下げが認められるような場合に申立てをしなかったら、では、申立義務は免除されていなかったのだから義務違反であるという評価を受けるかということ、そこは理論的には基本的な実体的な基準は同じで、ただ、そこが不明確であれば一旦申立てをした上でさらに調査等をして取り下げること違法ではないということなのかという感じもしております。

それから、申立期間が現在不変期間とされているということで、これは訴訟の場合の不服申立て等の場合に準じてこういうことになっているのかと。立法のときの検討の内容についてつまびらかにはしておりませんが、それと平行に考えたのかという感じもいたしますが、この場合は共通義務確認訴訟の認容判決自体は確定をしているということで、その後の集団的な手続をどうするかという問題ですので、当然に上訴等と同様に考える必然性があるわけではないという見方もあり得るのかもしれないという気もいたします。いずれ

にしても、現在1か月ということ、これはかなり厳しいのではないかと  
ことがあるとしますと、これを延長する、あるいは不変期間という性質を改め  
て裁判所の判断による延長を可能にするといった一定の柔軟化は引き続き考え  
ていいのではないかと思います。

また、記録の閲覧等につきましては、前回も申しましたけれども、この手続以  
外の決定手続等の立法例で、今日の資料でも例として挙げられておりますよう  
に、利害関係人に限定するといったような規律が十分考えられると思ってお  
りますので、こうした規律を出発点としてさらに検討するということがか  
と私自身は考えております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

飯田委員、お願いいたします。

○飯田委員 ありがとうございます。

記録の閲覧についてのみ意見を申し上げたいと思います。制限をかけるとい  
う方向でよいと思うのですけれども、特例法だけではなくて民事裁判一般に  
関わることなのですが、裁判の公開の趣旨を実現するために当事者の氏名や住  
所などの個人情報を知ることができるというのがどこまで必要なのか、必要だ  
としてどういう範囲でその個人情報を伝達してよいのかというのは、これは改  
めて議論する必要があるかと思います。今回、特例法の話ですので、特例法の文  
脈で言いますと、原則として氏名、住所の情報は取得できないようにするのが  
よいかと思っているのですが、他方で訴訟記録には公共財的な性質があります。  
つまり、同種の事件が起きた場合に参照できるといったことです。こういった  
ことは重要だという気もしますので、訴訟記録全体の閲覧を関係者に限定する  
というのではなくて、個人情報を含む部分にのみ閲覧制限をかけるという選択  
肢も考えられるのではないかと思います。具体的には氏名や住所などの個人  
情報は別の文書にした上で、原則として、これは申立てによらないということ  
なのですけれども、そこは閲覧できないようにするといったことです。これが  
1点目です。

2点目です。これも民事裁判一般と関わることなのですが、当事者に個人情  
報がどのような状態で保存されて閲覧可能になっているのかをちゃんと知らせ  
ておく必要があるかと思います。以前、民事訴訟の当事者に対する調査に携わ  
っていましたがよく問合せを受けたのが、なぜ自分の氏名や住所が分かっ  
たのだということだったのです。これは結構ありました。訴訟記録が公開され  
ていることを知らない方もいらっしゃるし、訴訟記録が公開されているこ  
と自体は知っていてもどの範囲の情報が閲覧可能になっているのか、これは知

らない場合が多いと思います。取下げでも閲覧可能だということを知らないこともありますし、証拠がどこまで閲覧できるか知らないということは十分に考えられるところです。閲覧制限の申立てについては、裁判所のウェブサイト等で案内はあるのですけれども、当事者が情報に関する判断をより実質的にできるような仕組みを設けるのがよいかと考えています。

私からは以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 私は消費者への金銭の支払い方法についてだけ申し上げます。最終的には適格消費者団体と事業者の間で合意がなされる場合には柔軟に解決してよろしいというのはそのとおりであろうかと思うのですが、しかし、合意を形成するにも一定の標準がないと交渉コストが上がるだけなのではないかということと、両者が残念ながら敵対的な関係になった場合に、一応のデフォルトのルールがあることが望ましいのではないかという観点から、ここはきちんと決めたほうがいいたらうと思います。

その際、消費者団体さんからは、できれば事業者がやってくれないかと。つまり、消費者に対して個別に振り込む費用やその手間を負担したくない、負担するのが大変であるという御意見があるのは大変よく理解できる場所ではあるのですが、一方で、適格消費者団体への報酬の確保を考えた場合に、事業者が消費者に振り込んで、消費者がまた適格消費者団体に払うということにすると、これは往復で対象消費者の数の2倍決済コストが必要なことになる。これはさすがにばかばかしいだろうと。

一方で、それを踏まえて適格消費者団体からは、例えば報酬分を控除してそれを消費者に事業者が払い、報酬分はまとめて消費者団体にくれないかという御意見もあろうかと思うのですが、繰り返すと、そういうことでいいと合意ができた場合には構わないと思うのですけれども、直接的には適格消費者団体が債権を有しているのは消費者に対してであって事業者ではないということを考えると、これをデフォルトとすることには若干の疑義があるだろうと。また、そのような形で、特に事業者と消費者団体が残念ながら敵対的である場合に、そういう形で履行の確保が十分にできるかということも疑問があるだろうと思います。

そうすると、デフォルトルールとしては、全体を一括して事業者から消費者団体に支払う、消費者団体が報酬を控除した上で消費者に支払う。その際の決済費用については、これは繰り返しの論点になるのでそこで議論があるだろうとは思いますが、通知・公告に関する費用負担の在り方と同様に事業者

と消費者団体との間の分担の在り方について考えるというのが適切なのではないかと考えるということです。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後の論点につきまして、何らかの形で申立義務の正当な理由をより明確にするべきである、あるいは申立期間の1か月というのは短過ぎるのではないかという辺りは意見の一致がある程度あったように思いますけれども、どのように対応するのかということについては幾つかの御指摘がありました。

また、記録の閲覧については、私の認識したところでは、利害関係人に限定するという方向の御議論と、閲覧対象、閲覧制限の在り方として、個人情報について閲覧制限を今の民訴よりはより広く認めていくという方向の御提案等があったと思います。

最後の金銭の支払い方法については、今の大屋委員からの御指摘で、決済費用について事業者と消費者団体の負担という形で公告等の費用と同様に考えていくべきではないかという御指摘があったように思います。

ということで、ここも何らかの方法を考えていくべきであるという各項目についての御意見が多かったように思いますので、引き続き、より具体的な方策について消費者庁、事務局のほうでお考えを続けていただきたいと思います。

それでは、これで本日予定をしておりました事項については全体での御議論をいただけたと思いますので、本日はこの辺りにしたいと思います。

本日取り扱った各論点につきましても、これで二読が終わったということになり、検討も深まってきたように思いますので、今後さらに検討を進めるために改めて検討会で御議論いただくことになろうかと思いますが、事務局においてはより具体化を含めて必要な準備を進めていただくようお願いしたいと思います。

それでは、今後の日程について、事務局から御説明をお願いいたします。

○黒木課長 本日も大変貴重な御議論をどうもありがとうございました。

次回の日程及び議題の詳細につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、本日の検討会はこの程度にしたいと思います。

お忙しいところ、また長時間にわたりまして熱心な御議論を賜り、ありがとうございました。